

山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町

第3次四万十町総合振興計画 (案)

令和8年 月
高知県四万十町

I 序論	1
1. 計画の概要-----	2
1-1. 計画策定の趣旨 -----	2
1-2. 計画の位置付け -----	2
1-3. 計画の構成と期間 -----	3
2. 四万十町の概要-----	4
2-1. 位置・地勢 -----	4
2-2. 歴史 -----	4
2-3. 人口 -----	5
2-4. 産業 -----	6
2-5. 交通 -----	10
2-6. 財政 -----	11
3. 社会潮流と住民意向-----	12
3-1. 社会潮流 -----	12
3-2. 住民意向（暮らしに関するアンケート結果） -----	14
4. まちづくりの課題-----	16
 II 基本構想	 17
1. まちの将来像とまちづくりの基本方針-----	18
1-1. まちづくりの方向性と将来像 -----	18
1-2. まちづくりの基本方針 -----	20
2. 政策目標と行財政運営の方針-----	22
2-1. まちづくりの政策目標 -----	22
2-2. まちづくりを支える行財政運営の方針 -----	23
3. 人口の将来展望-----	24
 III 基本計画	 25
1. 基本計画の施策体系-----	26
2. 分野別施策の構成-----	27
3. 基本計画の推進方針-----	27
4. 分野別施策-----	28
政策目標 1. 特色ある農林水作業を守り、生かすまち -----	28
施策目標(1) 農畜産業の振興-----	28
施策目標(2) 林業・水産業の振興-----	30

政策目標 2. 今ある資源を生かした地域ブランドを育むまち -----	32
施策目標(3) 多様な産業の展開-----	32
施策目標(4) 雇用の促進-----	35
政策目標 3. 町内外の交流を図り、多様な世代でにぎわいが保てるまち -----	37
施策目標(5) 商工業の振興-----	37
施策目標(6) 交流の促進-----	39
施策目標(7) 移住・定住の促進-----	41
政策目標 4. 広大な自然環境と共生するまち -----	43
施策目標(8) 自然環境の保全-----	43
施策目標(9) 脱炭素・循環型社会の推進-----	45
政策目標 5. 心の豊かさを育み、まちの将来を担う人が育つまち -----	47
施策目標(10) 子どもを産み育てる環境の充実-----	47
施策目標(11) 教育環境の充実-----	50
施策目標(12) 次代を担う若者を育む環境づくり-----	52
政策目標 6. 郷土愛を持ち、心豊かに暮らせるまち -----	54
施策目標(13) 住民主体の地域づくりの推進-----	54
施策目標(14) 人権尊重の推進-----	56
施策目標(15) 生涯学習の推進と文化芸術・スポーツの振興-----	58
政策目標 7. 誰もが生涯健やかに安心して暮らせるまち -----	61
施策目標(16) 保健・医療環境の充実-----	61
施策目標(17) 高齢者福祉の充実-----	63
施策目標(18) 障がい福祉の充実-----	66
施策目標(19) まち・くらしの基盤整備の推進-----	68
施策目標(20) 安全・安心の確保-----	71
行財政運営の方針 -----	74
経営的な視点に立った行財政運営 -----	74

I

序論

1. 計画の概要

1-1. 計画策定の趣旨

2006（平成 18）年の合併により誕生した本町は、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」を将来像に掲げた「四万十町総合振興計画」を策定し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進してきました。2017（平成 29）年度からは「第 2 次四万十町総合振興計画」のもと、少子高齢化が進行する中であっても、町民一人ひとりが住み続けたい、住んで良かったと実感できるまちの実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

前回の計画策定から 10 年が経過し、社会を取り巻く環境は、かつてない速度で大きく変化しています。加速する人口減少と少子高齢化は、本町のような中山間地域において地域社会の活力を維持するうえで避けては通れない喫緊の課題となっています。また、気候変動に起因する自然災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ巨大地震への備えとあわせ、町民の皆様の生命と暮らしを守り抜く強靱な地域づくりが一層求められています。

一方で、この 10 年には社会のあり方を変える新たな潮流も生まれました。AI をはじめとするデジタル技術の急速な進展は、地域課題の解決や新たな価値の創造に大きな可能性をもたらしています。また、新型コロナウイルス感染症の経験は、人々の働き方や暮らし方、価値観を多様化させるとともに、「日本最後の清流・四万十川」に象徴される豊かな自然環境の中で、心豊かに暮らすことへの関心を町内外で高める契機となりました。

こうした時代の大きな転換点にあって、社会経済情勢や町民ニーズが複雑化・多様化する中、これからのまちづくりには、町民、事業者、各種団体、さらには本町へ心を寄せる移住者や関係人口といった「多様な主体」が、未来への思いや課題を共有し、知恵と力を出し合う「対話と協働」が不可欠です。

このたび、「第 2 次四万十町総合振興計画」が 2026（令和 8）年度に計画期間を満了することから、2027（令和 9）年度以降の本町のまちづくりの方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な指針として、「第 3 次四万十町総合振興計画」を策定します。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、まちの将来像とまちづくりの基本方針を町民と共有し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、「四万十町まちづくり基本条例」第 18 条を根拠として策定するものであり、まちづくりの指針となる最上位の計画として位置付けます。

1-3. 計画の構成と期間

「四万十町総合振興計画」は、基本構想・基本計画の2つの柱で構成し、本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、その実現のための基本方針を定めたものです。なお、実施する個別事業の実施方針を示す実施計画は別に策定します。

(1) 基本構想

本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、まちづくりの基本方針、人口の将来展望を示します。計画期間は、2027（令和9）年度から2036（令和18）年度の10年間とします。

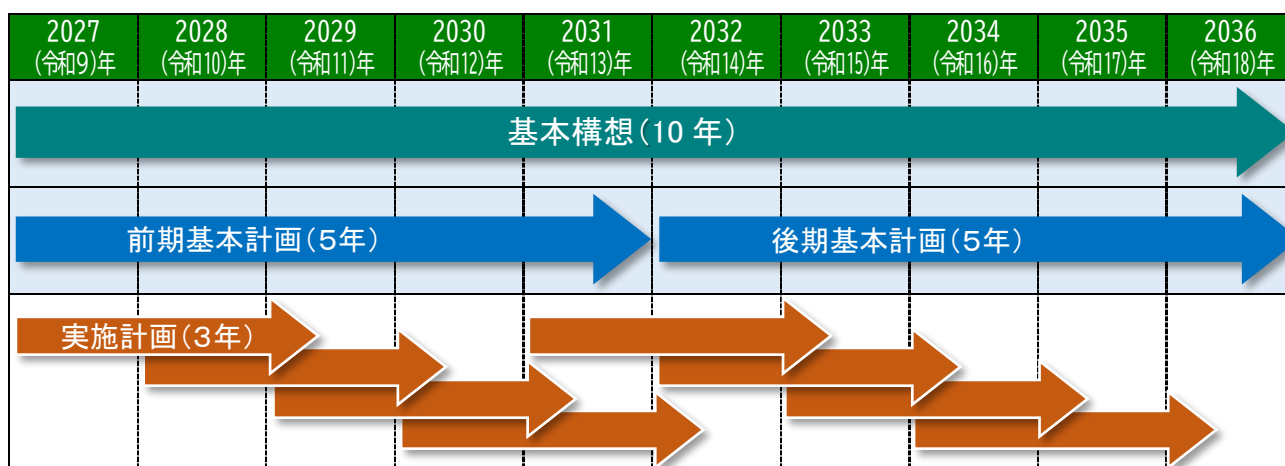
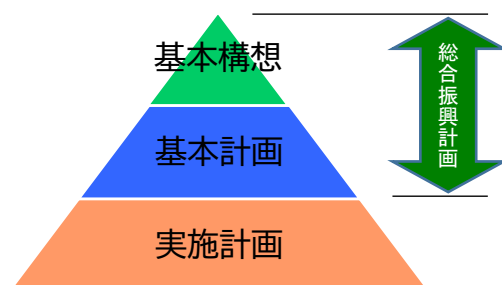
(2) 基本計画

基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、分野別に取り組んでいく施策を体系的に位置付けます。計画期間は、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行うため、前期と後期の各5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画で体系化した各分野の施策を推進していくための具体的な計画です。計画期間は、毎年度見直しを行うローリング方式により、向こう3か年分を毎年度、別に策定します。

〔構成と期間のイメージ〕



2. 四万十町の概要

2-1. 位置・地勢

本町の位置は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.28km²であり、そのうち林野が 86.7%を占めています。

集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いにありますが、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

四万十町東部に位置する窪川地域は、標高 230m の高南台地にあり、約 1,900ha の農地が広がっています。

窪川地域から四万十川沿いの下流部に位置する四万十町中部の大正地域、西部の十和地域は、面積のほとんどを山林が占めており、平地は四万十川と梶原川沿いに点在しています。



2-2. 歴史

四万十町は、2006（平成 18）3 月 20 日に、当時の窪川町、大正町、十和村の 2 町 1 村が合併して誕生しました。

旧窪川町は、古くから仁井田郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行により、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津（後に興津）の各村となった後、窪川村は 1926（大正 15）年に町制を施行、1955（昭和 30）年に窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の 4 村の合併により窪川町となりました。

旧大正町と旧十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

旧大正町は、田野々、大奈路など 18 村で上山郷上分と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で東上山村となり、1914（大正 3）年には大正村に改称、1947（昭和 22）年から町制を施行しました。

旧十和村は、1957（昭和 32）年に十川村と昭和村の合併により誕生しました。

旧十川村は、大野、川口など 7 村で十川郷と呼ばれていましたが、1889（明治 22）年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷下分と呼ばれていましたが、同じく町村制施行で黒川、浦越など 11 村が西上山村に、西上山村はさらに 1928（昭和 3）年に昭和村へと改称しました。

以後、四万十川の豊かな自然環境のもと、それぞれの住民が一体となって、旧町村の発展に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化にともない、1999（平成 11）年から、国による全国的な市町村合併が推進されました。

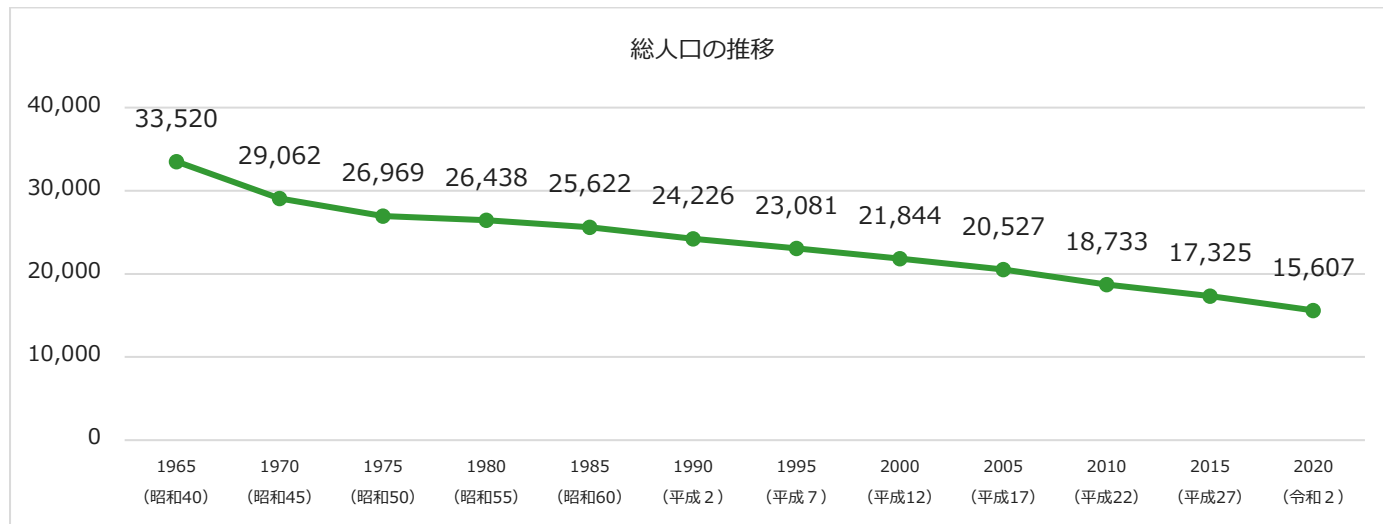
2002（平成 14）年 4 月以後、窪川町、大正町、十和村のほか、近隣の大野見村や西土佐村も含めた合併協議への調整が行われましたが、最終的には 2004（平成 16）年 1 月に設置された窪川町・大正町・十和村合併協議会による協議結果をもって、2005（平成 17）年 2 月にそれぞれの町村長が合併協定に調印し、同年 2 月 10 日、3 町村の議会臨時会で町村の廃置分合などの合併関連議案が議決されました。

その後、県や国の手続きを経て 3 町村の廃置分合が決定され、2006（平成 18）年 3 月 20 日、四万十町として新たな歴史が始まりました。

2-3.人口

(1) 総人口

本町の国勢調査人口は、1955（昭和 30）年の 41,912 人をピークに減少を続けており、2020（令和 2）年には 15,607 人となっています。

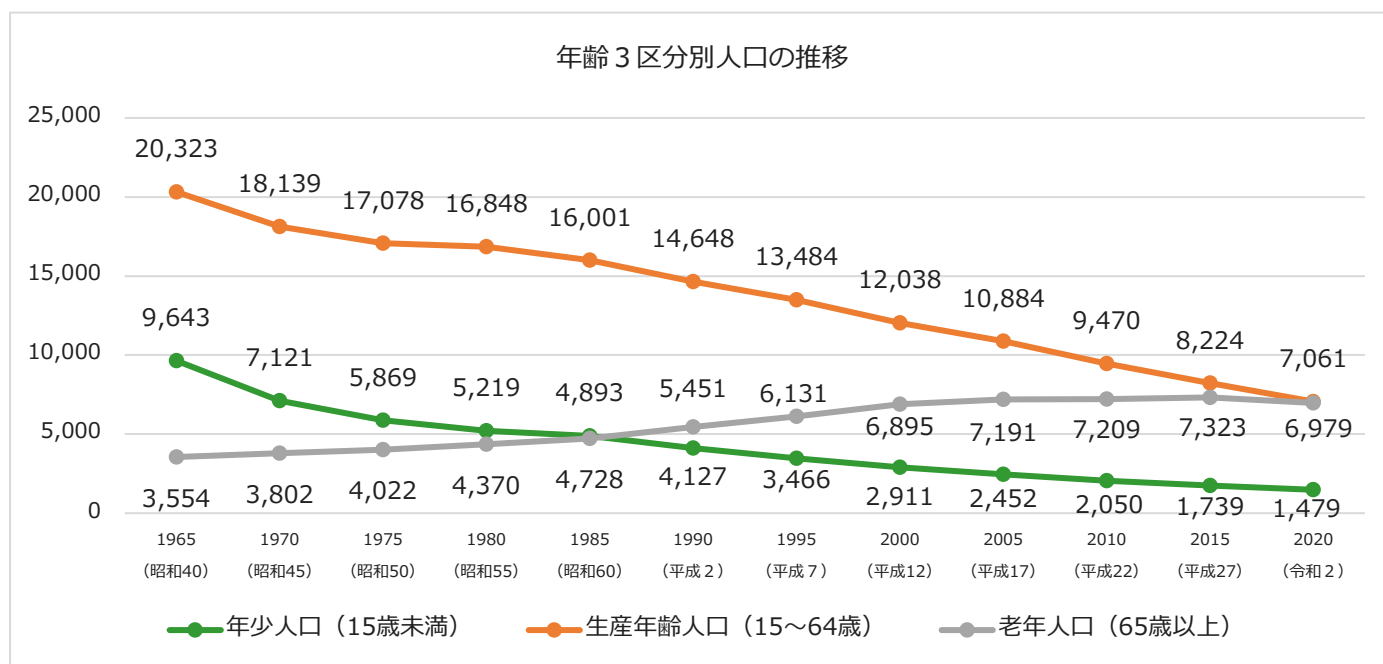


出典：国勢調査

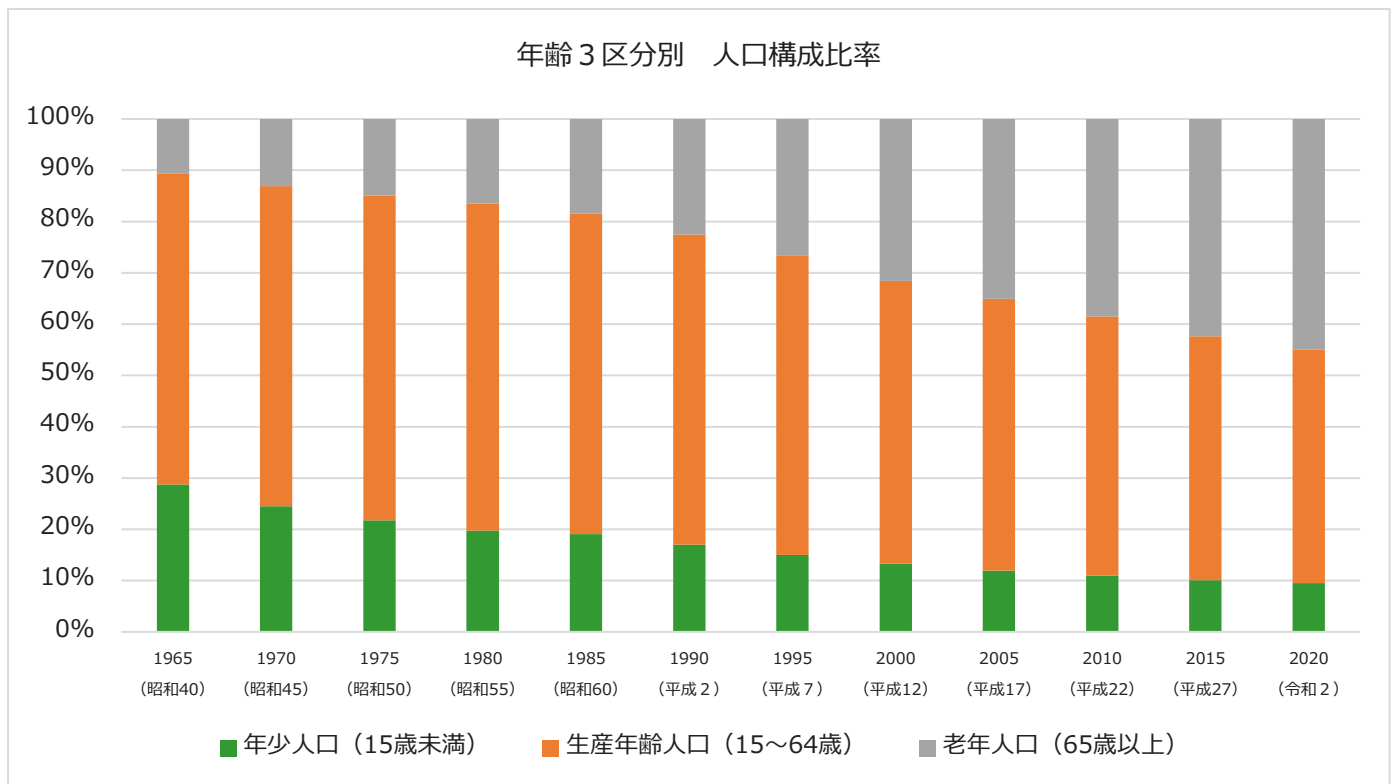
(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）はともに現在まで減少が続いています。老年人口（65歳以上）については、平均寿命の延伸もあって緩やかに増加を続け、1990（平成2）年には年少人口を上回りました。

年齢3区分別人口構成比率をみると、老年人口（65歳以上）比率は年々増加しており、2020（令和2）年には 44.7%となっています。



出典：国勢調査



※比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。

出典：国勢調査

2-4. 産業

(1) 産業別就業者数

本町の就業者数は年々減少しており、特に第二次産業就業者数の減少が顕著です。

2020(令和2)年の国勢調査によると産業別就業者数(15歳以上)は、第一次産業が1,954人(24.7%)、第二次産業が1,230人(15.6%)、第三次産業が4,251人(53.8%)となっており、第一次産業の占める割合が全国平均3.5%、高知県平均10.5%と比べて高いのが特徴です。

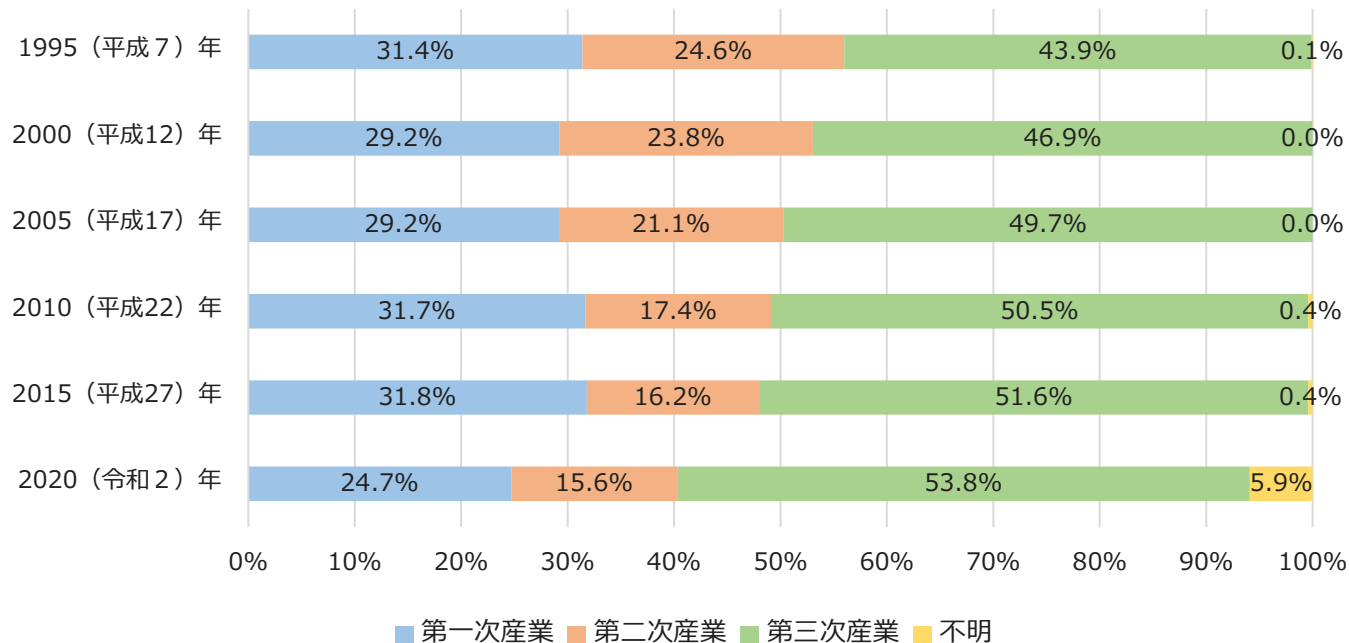
産業別就業者数の推移

単位：人

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	不明	合計
1995(平成7)年	3,898	3,056	5,438	10	12,402
2000(平成12)年	3,256	2,652	5,229	5	11,142
2005(平成17)年	2,959	2,142	5,046	4	10,151
2010(平成22)年	2,922	1,599	4,646	40	9,207
2015(平成27)年	2,878	1,465	4,669	32	9,044
2020(令和2)年	1,954	1,230	4,251	464	7,899

出典：国勢調査、農林業センサス

産業別就業者数の割合



出典：国勢調査、農林業センサス

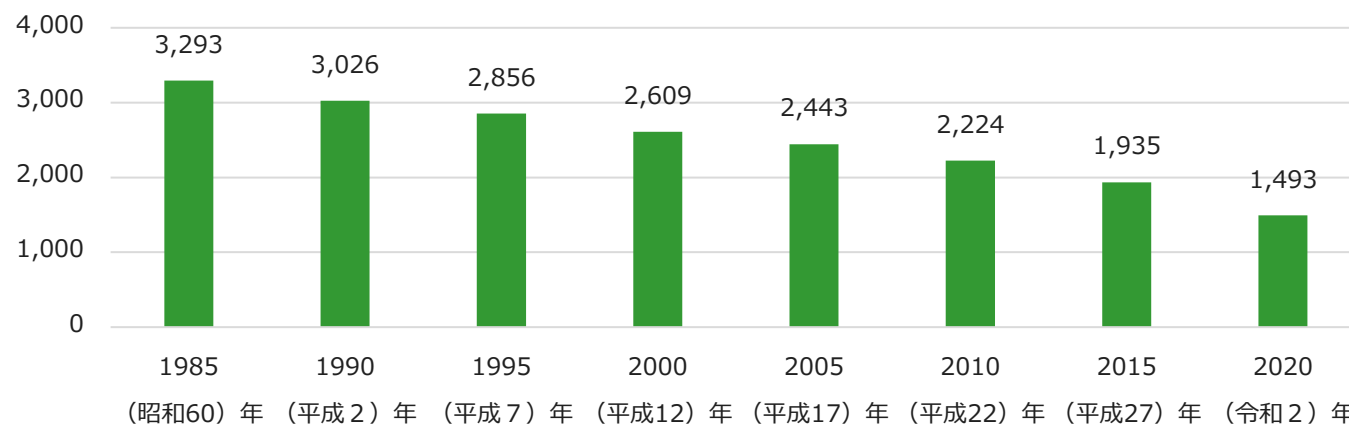
(2) 農業及び林業

本町の2020(令和2)年の世帯数は7,150世帯、うち農家は1,493世帯で20.1%となっています。経営耕地面積は1,904haで、うち田が1,675haと約9割を占めていることから主な作物は水稲となっています。

本町の2020(令和2)年の森林面積は55,699haで、町の総面積の86.7%を占めています。所有形態別にみると、国有林が28.0%、独立行政法人等が4.5%、公有林(高知県、町等)が6.5%、私有林が61.0%となっています。

各地域で多少の産業構造の違いはありますが、いずれも小規模経営が多くなっています。

農家数の推移



出典：農林業センサス

森林面積

単位：ha

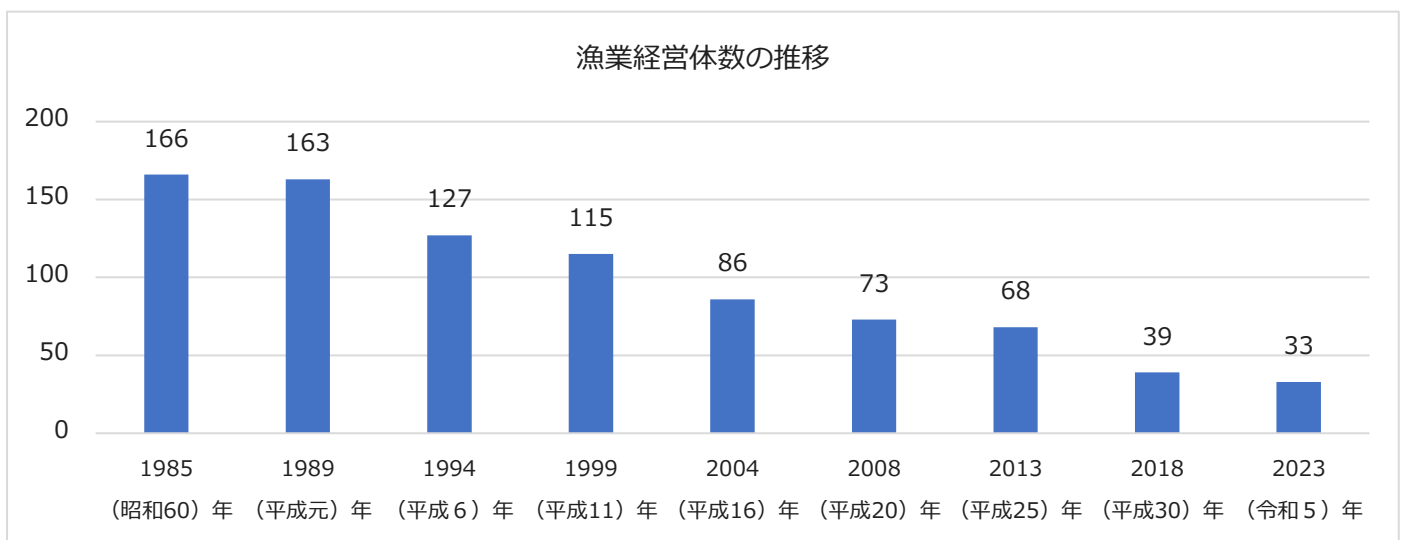
	現況森林 面積合計	国有林	民有林			
			計	独立法人等	公有林	私有林
実数	55,699	15,569	40,130	2,531	3,602	33,997
割合	86.7%	28.0%	72.0%	4.5%	6.5%	61.0%

出典：2020（令和2）年農林業センサス

（3）水産業

本町の海面漁業は、中型まき網、刺網、一本釣り漁業などの沿岸漁業により、シイラ、イセエビ等が水揚げされています。しかし、1980年代後半からの日本近海における水産資源の減少など、全国的な沖合・沿岸漁業を取り巻く環境の変化により、本町においても漁獲量が減少し、漁業経営体数も減少しています。

内水面漁業では、四万十川流域でアユ、ウナギ、テナガエビ等が水揚げされています。しかし、近年の気候変動の影響などにより、漁獲高の減少が課題となっています。



出典：漁業センサス

(4) 商工業

本町の 2021(令和 3)年の商業事業所数は 254 事業所、従業者数は 1,045 人、年間商品販売額は 16,635 百万円となっています。また、従業者数 4 人以上の製造業事業所数は 30 事業所、従業者数は 475 人、製造品出荷額は 8,467 百万円となっています。

商業事業所数、従業者数、年間商品販売額

単位：事業所、人、百万円

	合計			卸売			小売		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額
2004(平成 16)年	420	1,515	23,092	35	140	4,681	385	1,375	18,410
2007(平成 19)年	392	1,470	22,114	37	163	4,165	355	1,307	17,949
2012(平成 24)年	277	1,072	16,190	30	132	3,123	247	940	13,067
2014(平成 26)年	290	984	20,071	35	119	3,502	255	865	16,569
2016(平成 28)年	270	1,093	17,841	27	120	3,578	243	973	14,263
2021(令和 3)年	254	1,045	16,635	30	158	4,156	224	887	12,479

出典：高知県統計課「商業統計調査」「経済センサス活動調査」

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額

単位：事業所、人、百万円

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
2009(平成 21)年	42	564	7,048
2010(平成 22)年	38	593	7,614
2011(平成 23)年	31	501	8,655
2012(平成 24)年	38	543	6,759
2013(平成 25)年	33	580	7,446
2014(平成 26)年	30	553	7,681
2016(平成 28)年	37	511	8,503
2021(令和 3)年	30	475	8,467

出典：高知県統計課「工業統計調査」「経済センサス活動調査」

2-5. 交通

本町の交通網は、JR 土讃線が町内を南北に縦断し、影野駅、六反地駅、仁井田駅、窪川駅の4駅が設置されています。また、JR 予土線は町内を東西に横断し、家地川駅、打井川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の5駅が設置されています。さらに、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が JR 土讃線窪川駅から町内を經由して四万十市方面へ運行されており、町内には窪川駅と若井駅の2駅が設置されています。このほか、町内各所を結ぶ路線バスやコミュニティバス、公共ライドシェア、そしてタクシーも運行されており、町民と来訪者双方の移動を支えています。

道路網については、一般国道 56 号、381 号、439 号をはじめ、主要地方道窪川船戸線、興津窪川線、大方大正線、昭和中村線が町内の主要幹線道路として地域間の異動や物流を支えています。また、高知自動車道は四万十町中央 IC から四万十町西 IC を経て黒潮拳ノ川 IC まで供用されており、高知市方面や幡多地域との広域交通ネットワークの形成に重要な役割を果たしています。



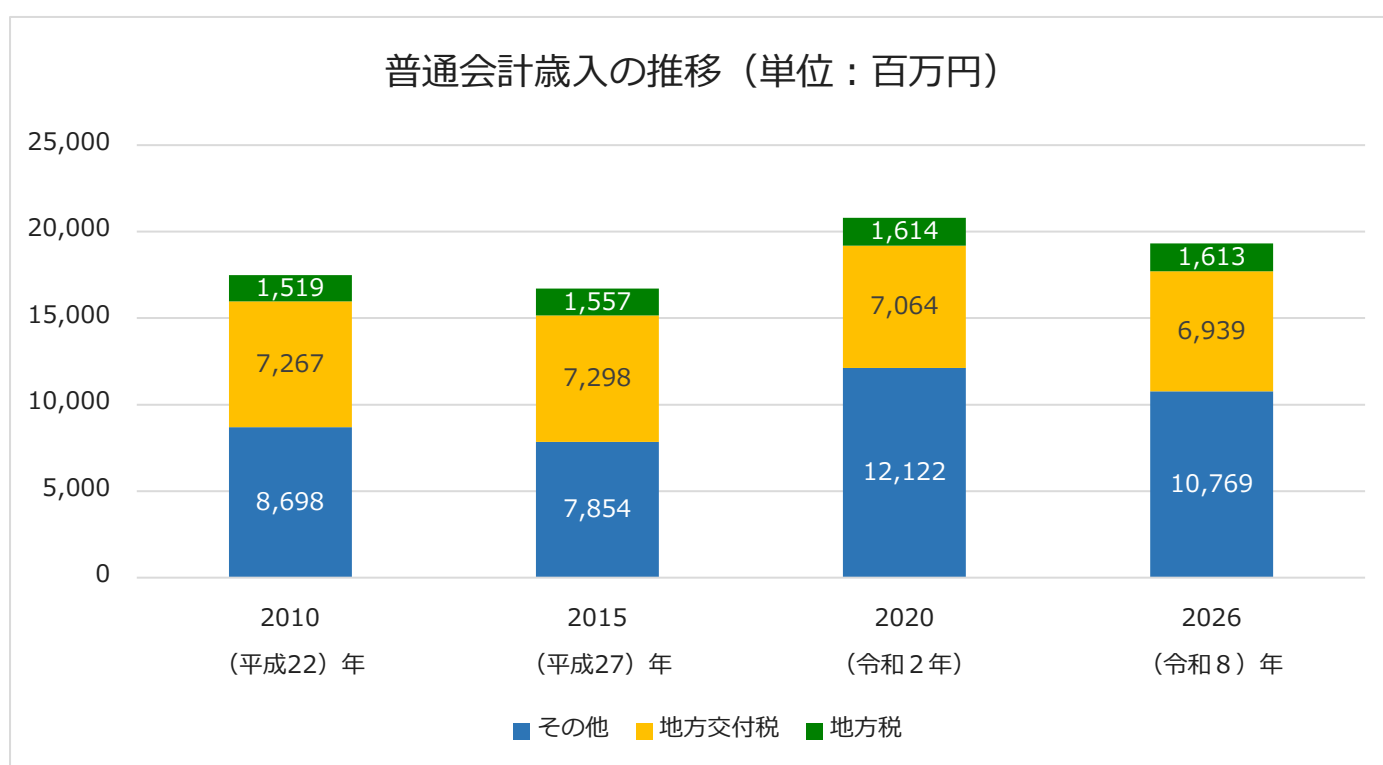
2-6. 財政

本町では、2006（平成 18）年以降、合併にともなう一体性の確立や均衡ある発展に向けたまちづくりを推進するため、合併支援制度を活用した事業などの影響により歳入・歳出とも増加傾向にありました。

2016（平成 28）年以降は、歳入の大きな部分を占める地方交付税について、合併支援の段階的な縮減があり、今後は人口減少にともなう大幅な減額が予想されます。また、2015（平成 27）年以降、ふるさと納税制度の活用による歳入が増加し貴重な財源となっているものの、度重なる制度変更や寄附者ニーズの変遷など先行きの不透明さから、財源として過度な依存は控えるべき状況です。

生産年齢人口の減少による町民税などの自主財源が減少する一方、高齢化の進行による社会保障費等の増加も懸念され、一人あたりの行政コストも増大することが予想されます。

人口減少は、町の財政面にも大きな影響を与えることとなるため、将来を見据えた行財政改革のさらなる推進が望まれます。



出典：四万十町第2次中期財政計画（後期5か年）
令和6年度見直し版（※2026（令和8）年については財政見通し）

3. 社会潮流と住民意向

3-1. 社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行と地域社会の持続可能性

団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護を必要とする人々が急増するなど、わが国の高齢化は新たな局面を迎えています。特に地方では人口減少と高齢化がさらに進み、地域社会を支える働き手の不足が深刻化しています。本町においても、全国の高齢化水準を上回る速さで高齢化が進行し、医療・介護の仕組みや集落機能の維持が厳しい状況にあります。

こうした担い手不足は、自治会活動や地域行事にも極めて深刻な影響を及ぼしており、集落によってはその機能維持自体が危ぶまれています。また、地域活動への無関心が広がり、活動が一部の人々に偏ること、かえって地域のつながりが弱まるという事態も生まれています。

これらの課題を乗り越えるためには、これまでの取り組みに加え、新たな視点や力が必要です。在宅勤務など場所にとらわれない働き方が広がる中、本町の豊かな自然に魅力を感じる町外の人々との連携を強化し、移住者など新しい住民が地域活動に参加しやすい環境を整えることで、地域の活力を引き出していくことが求められています。

(2) デジタル技術の進展と情報社会の新たな局面

AIをはじめとするデジタル技術の急速な普及は、社会や暮らし、行政のあり方を根本から変えつつあります。国においてもデジタル技術を地域課題の解決に生かす動きが進む一方、依然として東京圏への一極集中は変わっておらず、各地域が自らの力で「選ばれる地域」になるための主体的な取り組みが問われています。

本町においては、先進技術を活用した農業・林業の生産性向上や、行政手続きの電子化による住民の利便性向上が遅れているのが実情です。特に高齢者が多い本町では、情報機器の操作に不慣れな方が社会から取り残されてしまう「情報格差」が日々の生活の不便さに直結しています。人口減少による担い手不足をAI等のデジタル技術でどう補うか、そして、偽情報の拡散や個人情報悪用の悪用といった新たな危険から、住民、特に高齢者をどう守るかは、これから取り組むべき重要な課題です。

(3) 変動する社会経済情勢と地域産業への影響

世界的な物価の高騰や円安の進行は、燃料や原材料の価格上昇を招き、地域の中小事業者や農林漁業者の経営、さらには住民の家計を圧迫しています。また、観光分野では、訪日外国人旅行者が回復し、その土地ならではの文化や自然を深く味わう「体験型の消費」へと関心が高まっていますが、本町の宝である四万十川の清流や山林を生かした新たな魅力づくりは十分に進んでいません。さらに、農作物を荒らす鳥獣による被害は年々深刻さを増しており、農林水産業の経営に深刻な影を落としています。

こうした地域産業が直面する課題に加え、地球規模の環境問題への対応も重要性を増しています。2050年の「脱炭素社会」実現に向け、ごみを減らし資源を大切に繰り返し使う「循環型社会」を築くことは、清流四万十川の豊かな自然環境を守り育てていく上で不可欠です。本町の面積の約9割を占める森林の適切な保全・活用を進め、町民一人ひとりが当事者意識を持って取り組み、変動し続ける社会情勢や環境の変化にも柔軟に対応していくまちづくりが求められています。

（４）激甚化・頻発化する自然災害と複合的な危機への備え

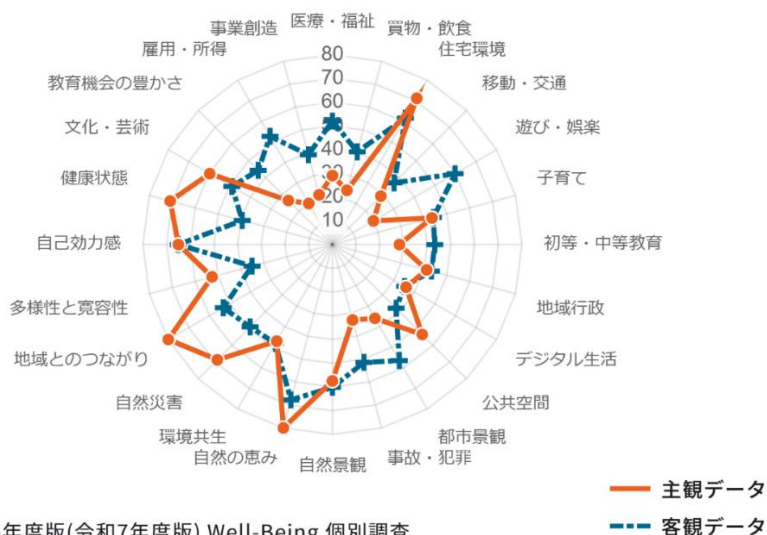
気候変動の影響で、これまで経験したことのないような豪雨や大型台風による災害が頻繁に発生しています。いつ起きてもおかしくないと言われる南海トラフ巨大地震への備えも、喫緊の課題です。地震と津波、さらには豪雨などが重なる「複合災害」や、新型コロナウイルスの経験が示した新たな感染症の世界的な大流行など、私たちは常に複合的な危機に備える必要があります。

本町においても、これらの災害への備えは依然として大きな課題です。特に、高齢化が進む地域では、災害時に助けを必要とする方々が安全に避難できる仕組みの一層の強化が求められます。また、地域住民や消防団、自主防災組織の連携は、人口減少が進む中でもその維持に努めていますが、いざという時に地域全体で助け合う体制を将来にわたって確かなものとしていくなど、町民の皆様の生命と暮らしを守るため、強靱な地域づくりが急務となっています。

3-2. 住民意向（暮らしに関するアンケート結果）

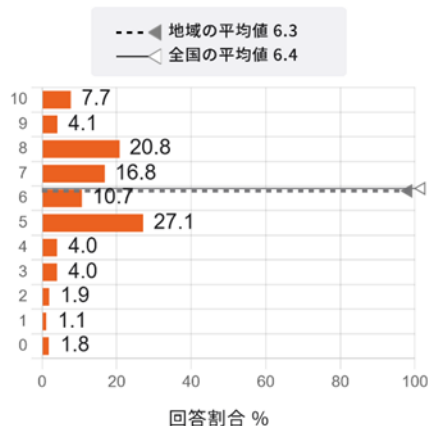
四万十町の暮らしの状況や課題を広く把握するため、2025（令和7）年度に「四万十町の暮らしに関するアンケート」調査を実施しました。この調査では、地域幸福度指標（ウェルビーイング指標）も把握するため、四万十町での現在の暮らしや幸福度などに関する回答もいただきました。地域幸福度指標（ウェルビーイング指標）を活用した分析では、町民が感じている四万十町での暮らしの良さとして、「地域とのつながり」、「自然の恵み」、「健康状態」、「自然災害への対策」、「住宅環境」が目立っています。一方で、「教育環境」や「雇用・所得」、「事業創造」、「医療・福祉」、「遊び・娯楽」などは、不満を感じている町民が多いという結果になっています。幸福度の平均値は、6.3（10点満点）という結果になり、生活満足度の平均値は、全国の平均値 6.7（10点満点）と比較して、0.8 ポイント低い、5.9 という結果になりました。

カテゴリー別



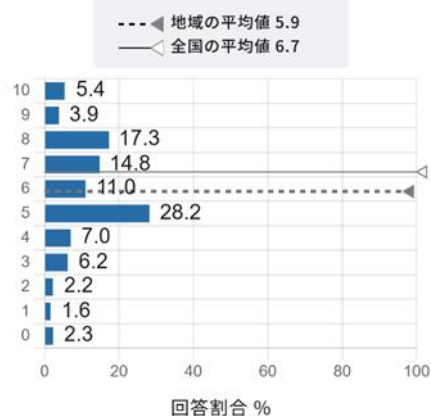
【出典】2025年度版(令和7年度版) Well-Being 個別調査

幸福度



【出典】2025年度版(令和7年度版) Well-Being 個別調査

生活満足度



【出典】2025年度版(令和7年度版) Well-Being 個別調査

定住意向に関する設問の結果を、2015（平成 27）年に行ったアンケート調査と比較すると、「住み続けたい」との回答が 66.4%から 73.0%へと 6.6%増加しています。また、「町内の他の地域に引っ越したい（またはその予定がある）」との回答も 5.2%から 1.4%へと大幅に減少するなど、全体として現在の地域生活に対する愛着や定住意識は着実に高まりを見せています。

アンケート調査設問	回答割合	
	2015（平成 27）年	2025（令和 7）年
住み続けたい	66.4%	73.0%
町内の他の地域に引っ越したい（またはその予定がある）	5.2%	1.4%
町外に引っ越したい（またはその予定がある）	5.0%	7.0%
町外に引っ越し予定であるが、将来は四万十町に戻ってきたい。	1.1%	0.1%
わからない・その他	22.3%	17.5%

アンケート調査において「住み続けたい」という割合が高まったことは、町民の皆様が四万十町の暮らしに確かな誇りと愛着を抱いている証左であり、これまでのまちづくりの成果です。人口減少や時代の急速な変化が進む中であっても、暮らしの基盤である豊かな自然環境や温かいコミュニティ、地域文化など「今ある四万十町の良さ」をしっかりと守り、継承していくことが求められています。

一方で、課題感が示された「教育環境」、「雇用・所得」、「事業創造」、「医療・福祉」、「遊び・娯楽」などの分野については、単なる利便性の追求にとどまらず、本町ならではの魅力を掛け合わせた施策を展開していく必要があります。

変化の激しい社会情勢に的確に対応し、目指すべき将来像を実現するためには、町民、事業者、各種団体、そして本町に心を寄せるすべての人々が「対話と協働」の絆を深め、新たな可能性を切り拓いていくことが不可欠です。人と人とのつながりや自然との共生による「本物の豊かさ」を実感できるまちづくりを、第 3 次四万十町総合振興計画を指針として力強く推進していきます。

4. まちづくりの課題

(1) 町の主要産業の魅力化・生産性の向上

本町は総面積の 86.7%を森林が占め、第一次産業が主要産業であることから、これら地域の特性を生かした雇用の創出が重要です。

「四万十町の暮らしに関するアンケート」調査でも、町の豊かな自然環境は大きな魅力と認識されています。この貴重な自然を後世へ残していくためにも、農林水産業の魅力化や生産性向上を進めるとともに、深刻化する人手不足の中、山や農地を守り続けていく対策が必要です。

(2) 若い世代が安心して暮らすことのできる魅力ある環境づくり

少子高齢化・人口減少が進む中、就職や進学を機とした若い世代の流出は、本町の人口減少の大きな要因です。そのため、若い世代が暮らしたい、住み続けたいと思えるまちの実現が重要となります。

子育て世代が安心して暮らせるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実など、子育て支援を強化するとともに、民間企業等と連携したワーク・ライフ・バランスの推進により、働きながら子育てができる環境を整えることが求められます。

また、雇用の受け皿づくり、公共交通の利便性向上、住宅の整備などを進め、若い世代が暮らしやすい魅力ある環境を整えることが必要です。

(3) 郷土愛を育み、未来の四万十町を担う人材の育成

本町は、四万十川流域の特色ある自然と歴史・文化を大切に、人と自然が共生するまちづくりを進めてきました。「四万十町の暮らしに関するアンケート」でも、この自然環境や人のあたたかさが町の魅力として高く評価されています。

今後のまちづくりにおいても、これまでの取り組みをさらに推進し、子どもたちの郷土愛を育むことが重要です。大人になっても四万十町に住みたいと思ってもらうとともに、未来の四万十町を担う創造力のある人材の育成が必要です。

(4) 清流四万十川のまちとしての美しい自然環境の創造

地球規模で環境問題が深刻化する中、ごみ問題や地球温暖化に対する町民意識も高まり、具体的な行動が広まりつつあります。基本構想策定における議論でも、四万十川は本町が守っていくべき最も重要な要素であるという意見が多く出されました。

この町の営みの中心である「四万十川」と、私たちの暮らしや経済活動が深く関わっていることを町民一人ひとりが強く意識し、日頃の小さな取り組みが環境問題の解決につながるという認識のもと、環境に配慮した行動を主体的に実践し、清流四万十川と共生する持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

(5) 安全・安心の確保

本町は山あいの地形から土砂災害警戒区域が多く、近年の台風や大雨により災害発生リスクは一層高まっており、安全・安心なまちづくりの重要性が増しています。

このため、高まる災害リスクから町民の生命や財産を守る防災対策に努めるとともに、誰もが安心して元気に暮らせる保健・医療・福祉体制の充実、さらには防犯・交通安全対策にも取り組み、安全・安心な町民生活を確保することが必要です。

II

基本構想

1. まちの将来像とまちづくりの基本方針

1-1. まちづくりの方向性と将来像

(1) 四万十町が進むべき方向性

今、人口減少という避けられない未来がある

人口減少が進行する現代において、その速度を緩やかにするための取り組みは重要で、今後も継続していく必要があります。しかしながら、人口減少そのものは、もはや避けられない事実として受け止めなければなりません。これを踏まえ、人口維持を目指すことを前提とした従来の政策から発想を転換することが求められます。

これからは、町民の幸福度を最大化するまちづくりへ

これからのまちづくりは、四万十町の良さを守りながら、今このまちに住んでいる人の幸せを最大限に高めることを全ての政策の根幹に据えます。この方針のもと、時代の変化に対応しながら、持続可能なまちを未来に引き継ぐことこそが、私たちの大切な務めです。

次の10年、目指すまちの実現に向けて

公共施設の削減や統廃合、学校や保育所の再編、さらにはコンパクトなまちづくりの検討など、人口構造の変化に即し、より効率的な行政基盤を構築していく必要に迫られています。一方で、規模の縮小だけが目的とならないよう、町民が真に必要とする分野にも取り組みます。変えるべきものは変えながら、守るべきものはしっかり守る、この二つの視点を大切に、町民一人ひとりが「これからもこのまちに住み続けたい」と心から思える、魅力と活力に満ちたまちを目指していきます。

(2) まちの将来像

10年後の四万十町の姿

私たちは、先人たちが敬い守り抜いてきた文化や歴史、そして何よりもこの雄大な自然環境を次世代につないでいく責任があります。

そして、私たちの営みの中心にあるのは、今もこれからも「四万十川」です。「四万十川」を軸とした、山・川・海の豊かな自然環境が、このまちの暮らしと未来を支えています。

人口は減っても、「このまちで暮らしたい」と心から願う町民一人ひとりが主役となり、自らの手でまちの未来をつくり出しています。そのいきいきとした姿こそが、四万十町の誇りであり、新たな人々を惹きつける魅力そのものです。

山・川・海の豊かな自然環境の中で人が伸び伸びと育つ、「本物の豊かさ」に満ちた未来を紡いでいくため、今このまちに住んでいる人々、そして、次の時代を生きる人々にとっても魅力ある四万十町であり続けるよう、10年後もずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進めていきます。

山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町



1-2. まちづくりの基本方針

四万十町の現状や課題等を踏まえ、まちの将来像を実現していくための方針を2つの視点からまとめます。この基本方針の推進にあたっては、実現すべき政策目標を定めてまちづくりに取り組んでいきます。

基本方針

1

資源を守り、変化へ挑む、未来へつなげる産業づくり

～今ある資源を生かした持続可能な産業が育つまちづくり～

私たちの宝である四万十川の自然環境や伝統文化を守りながら、これらの地域資源を最大限に生かした産業振興に取り組み、経済的基盤の確立に努めます。また、四万十町の魅力を戦略的に発信することで、人口減少社会にありながらも多様な人々との接点を創出し、交流人口の拡大による活気とにぎわいを生み出していきます。これらの取り組みを、新たな事業創出や担い手育成への投資へと確実につなげ、町内産業が持続的に成長していく仕組みを構築することで、持続可能なまちづくりを推進していきます。

基本方針

2

心の豊かさを育み、ともに支える地域づくり

～郷土愛を持ち、誰もが生涯健やかに安心して暮らせるまちづくり～

このまちに住む人々が自らのまちに誇りと愛着を持ち、コミュニティの主役として輝けるよう、地域の歴史や文化に親しむ機会や地域活動への参加を促進し、郷土愛の醸成に努めます。また、誰もが生涯にわたり健やかで安心して暮らせる社会の実現に向け、切れ目のない子育て環境の充実、地域全体で支える地域福祉・高齢者福祉の向上、そして世代を超えた交流を育む生涯学習の推進等を図ります。これらの取り組みを通じて、町民同士の絆と支え合いの輪を強固なものとし、心の豊かさを実感できるまちづくりを推進していきます。

まちづくりの基本方針イメージ図

四万十川を中心とした自然環境

～10年後も変わらない四万十町の魅力～

基本方針 1

資源を守り、変化へ挑む、未来へつなげる産業づくり

～今ある資源を生かした持続可能な産業が育つまちづくり～

基本方針 2

心の豊かさを育み、ともに支える地域づくり

～郷土愛を持ち、誰もが生涯健やかに安心して暮らせるまちづくり～

今も未来も、変わらない
四万十町の豊かさを守っていく。

2037年



山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町

四万十川の流れのように、しなやかに、絶えることなく未来を紡いでいく。そして、山、川、海の豊かな自然環境の中で、伸び伸びと人が育っていく。それは、10年後のさらにその先も輝き続ける、「本物の豊かさ」に満ちた四万十町の姿です。

2. 政策目標と行財政運営の方針

2-1. まちづくりの政策目標

政策目標 1

特色ある農林水産業を守り、生かすまち

四万十町の基幹産業である農林水産業について、豊かな生産環境や技術の保全、農林水産物の高付加価値化や担い手の育成に取り組みます。将来にわたり地域経済の柱となる産業としてその地位を守り、さらに発展させるため、競争力のある持続可能な産業基盤を構築します。

政策目標 2

今ある地域資源を生かした地域ブランドを育むまち

四万十川が育む自然や地域の歴史・文化、さらには特産品など、このまちならではの資源に新たな価値を見出し、磨き上げます。それらの魅力を効果的に発信することで、地域全体のブランド価値を高め、地域経済の活性化へとつなげていきます。

政策目標 3

町内外の交流を図り、多様な世代でにぎわいが保てるまち

四万十町の魅力を積極的に発信し、観光客やビジネス客などの来訪を促すとともに、移住・定住施策を推進します。町民と来訪者が世代を超えて交流できる機会の創出や、活動拠点の整備、空き家の有効活用などを進め、町全体に新たな活気と人の流れを生み出していきます。

政策目標 4

広大な自然環境と共生するまち

四万十町の最大の財産である四万十川をはじめとする広大な自然環境について、その価値と豊かさを次世代へ継承するための保全活動を推進します。併せて、ごみの減量化や資源の有効活用など、環境負荷の少ない循環型社会の構築を進め、人と自然が共生する生活環境を守り育てていきます。

政策目標 5

心の豊かさを育み、まちの将来を担う人が育つまち

社会全体で子育てを支える環境づくりと、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育環境の整備を推進します。これにより、子どもたちが郷土への誇りを持ち、未来を切り拓く力を持った、まちの将来を担う人材を育てていきます。

政策目標 6

郷土愛を持ち、心豊かに暮らせるまち

町民が主体となる地域活動を支え、コミュニティの活性化を図ります。また、文化・芸術・スポーツ活動といった多様な生涯学習の機会を確保するなど、これらの取り組みを通じて郷土愛を育み、誰もが生きがいを感じられる心豊かな暮らしの実現につなげます。

政策目標 7

誰もが生涯健やかに安心して暮らせるまち

町民の健康を支える医療体制を維持するとともに、ライフステージに応じたきめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。併せて、防災・減災対策の推進と、暮らしに不可欠な生活インフラの維持管理を徹底し、誰もが心身ともに健やかで、安心して暮らし続けられる環境を整えます。

2-2. まちづくりを支える行財政運営の方針

まちづくりの基本方針と政策目標の着実な推進にあたっては、その土台となる安定的かつ持続可能な行財政運営の確立が不可欠です。こうした認識のもと、まちづくりを支える行財政運営の方針を次のとおり定めます。

経営的な視点に立った行財政運営

人口減少や少子高齢化が進行し、財政状況が厳しさを増す中であっても、質の高い住民サービスを維持・向上させていくためには、コスト意識と成果を重視する「経営的な視点」に立った行財政運営に取り組まなければなりません。

具体的には、まず、更新時期を迎える多くの公共施設について、中長期的な視点で統廃合や長寿命化を計画的に進める公共施設マネジメントの推進を強化し、将来世代への負担を軽減します。また、社会情勢の変化に対応した職員の定員適正化を図るとともに、歳入確保や歳出削減の具体的な道筋を示す新たな行財政改革プランの策定を検討します。

これらの改革を通じて、持続可能な行政基盤を確立し、時代の変化に的確に対応できる効率的な体制を構築していきます。

3. 人口の将来展望

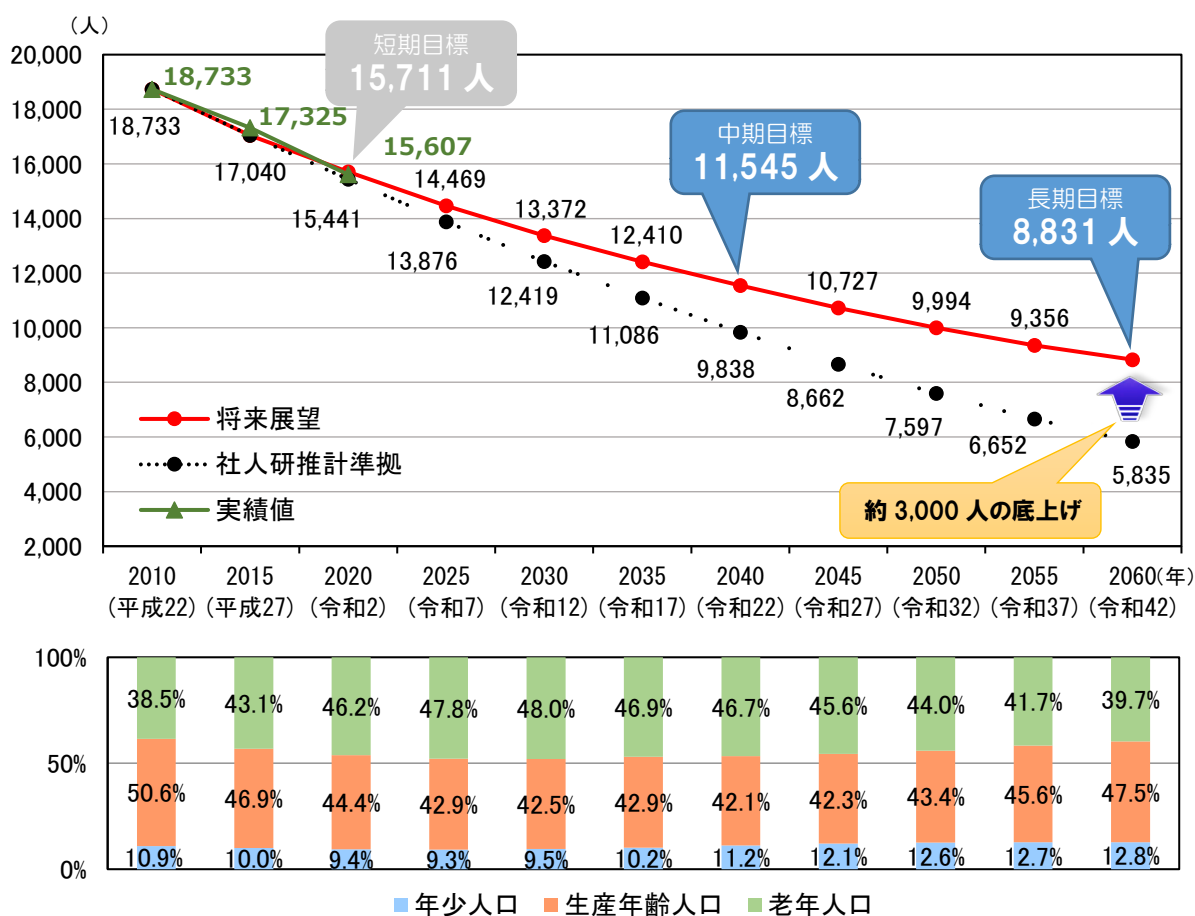
本町の将来人口については、人口動向の分析による複数パターンの推計に基づき策定した「四万十町人口ビジョン」の将来展望を目標として定めます。

国勢調査人口をベースとした国立社会保障・人口問題研究所（略称：社人研）の推計方法に準じた推計人口と、本町の目標人口を下記のグラフに示します。

本計画の目標年度である2036（令和18）年には、全国的な人口減少が進む中で12,000人台を維持することを目標としています。また、四万十町人口ビジョンでは、2060（令和42）年に約9,000人の人口を維持することを目標としています。

なお、四万十町人口ビジョンは社会情勢の変化に応じて今後見直しを行う可能性があります。改定を行った場合は、これに基づき各種施策の推進や実施計画の策定に適宜反映していくものとします。

四万十町人口ビジョンにおける総人口の将来展望



※下段の棒グラフは、将来展望人口における各年の年齢3区分別人口の構成比率を示しています。

Ⅲ

基本計画

1. 基本計画の施策体系

目指すまちの
将来像

基本方針

政策目標

施策目標

山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町

四万十川を中心とした自然環境

10年後も変わらない四万十町の魅力

基本方針2 心の豊かさを育み、ともに支える地域づくり
基本方針1 資源を守り、変化へ挑む、未来へつなげる産業づくり1. 特色ある農林水産業
を守り、生かすまち(1) 農畜産業の振興
(2) 林業・水産業の振興2. 今ある資源を生かし
た地域ブランドを育
むまち(3) 多様な産業の展開
(4) 雇用の促進3. 町内外の交流を図り、
多様な世代でにぎわ
いが保てるまち(5) 商工業の振興
(6) 交流の促進
(7) 移住・定住の促進4. 広大な自然環境と共
生するまち(8) 自然環境の保全
(9) 脱炭素・循環型社会
の推進5. 心の豊かさを育み、ま
ちの将来を担う人が
育つまち(10) 子どもを産み育てる
環境の充実
(11) 教育環境の充実
(12) 次代を担う若者を
育む環境づくり6. 郷土愛を持ち、心豊か
に暮らせるまち(13) 住民主体の地域
づくりの推進
(14) 人権尊重の推進
(15) 生涯学習の推進と
文化芸術・スポーツ
の振興7. 誰もが生涯健やかに
安心して暮らせるま
ち(16) 保健・医療環境の充実
(17) 高齢者福祉の充実
(18) 障がい福祉の充実
(19) まち・くらしの基盤
整備の推進
(20) 安全・安心の確保

行財政運営の方針

経営的な視点に立った行財政運営

2. 分野別施策の構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、基本方針、政策目標に沿って分野別に取り組む施策を体系的に位置付けています。

特に、本町における人口減少や少子高齢化にともなう課題を解決し、若い世代を中心に、町民が将来にわたって安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てを行うことができる地域社会を実現するために策定した「地方版総合戦略」に掲げる施策については、その実現のため、総合振興計画の政策分野の枠組みにとらわれず、総合振興計画と一体的に取り組むとともに、重点的・集中的に取り組む施策として位置付けています。

また、行財政運営の方針については、事務事業の効率化や民間活力の積極的な活用等に努め、総合振興計画の施策として一体的に推進することにより、効率的かつ効果的な自治体経営に取り組めます。

なお、分野別施策を示す施策目標ごとの基本計画ページの構成と見方は次のとおりです。

項目名	説 明
現況・課題	これまでの基本計画を振り返り、町民の意向や社会潮流の変化等を踏まえ、それぞれの分野における現況と課題を記載しています。
方 針	現況と課題を踏まえ、施策目標を実現するために行う取り組みの基本的な方向性を記載しています。
施 策	方針をより具体化し、施策目標を実現するためにどのような手段で取り組んでいくのかを記載しています。
指 標	施策目標の実現に向けた取り組みの達成度をあらわす客観的な項目と数値を記載しています。

3. 基本計画の推進方針

この基本計画の推進にあたっては、町民、事業者、関係団体など、町内外の多様な主体との連携・協働を基本とします。

掲げた政策目標に基づく各施策の実施においては、それぞれの主体が持つ強みや資源を生かし合い、相乗効果を生み出すことで、地域に活力をもたらし、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な社会の実現を目指します。

また、本計画は町が策定している地方版総合戦略と一体的に運用し、整合性を図りながら効率的に施策を推進していきます。

4. 分野別施策

政策目標 1. 特色ある農林水産業を守り、生かすまち

施策目標(1) 農畜産業の振興

【現況・課題】

<農業>

本町は、多様な地形条件や農業環境の中、それぞれの地域特性を生かした土地利用型作物を主体とする農業生産が盛んですが、経営の安定化のため、施設園芸を導入した複合型農業も多く展開されています。

代表的な農作物としては、水稻をはじめ、ショウガ、シシトウ、ナバナなどの露地野菜、ミョウガ、ニラ、花きなどの施設園芸作物、ユズ、ナシ、クリなどの果樹、茶などがあります。

しかし、近年では農業者の高齢化に加え、原油などの価格高騰や物流環境の変化等にもともなう生産コスト上昇の影響を受け、農業離れが一層加速化することが懸念されており、担い手不足や農地の荒廃が心配されるところです。

こうした状況を打開し、本町の農業を持続可能なものとするためには、地域社会を支える家族農業・集落営農を守るとともに、新たな担い手の確保や農産物の高付加価値化、生産性の向上、流通・販路の拡大などによる収益性の向上が重要となります。また、四万十川沿いに原風景が残る自然豊かな本町としては、自然環境とも調和した農業経営の実現に向けて、資源循環型農業や環境保全型農業などの取り組みも重要となります。

<畜産業>

本町は、酪農、肉用牛経営、養豚、養鶏が盛んな県下有数の地域であり、耕畜連携した資源循環型農業の取り組みや飼料用米、稲 WCS（稲発酵粗飼料）の作付を推進しています。また、高知県と高知県内の関係自治体との連携により、四万十市に新たな食肉センターの整備も進めており、今後、出荷量・流通量の増加などが期待されるところです。

しかし、畜産物の価格変動や飼料、資材の高騰、施設の老朽化などが課題となっており、施設の更新、生産体制の強化が必要となっています。

【方 針】

- ◆農業者の高齢化による担い手不足や社会情勢の変化にもともなう生産コストの上昇など、生産現場の課題解決に向けて生産体制の充実・強化を図り、次代につながる農業経営の構築を目指します。
- ◆農畜産物の高付加価値化、生産性の向上、流通・販路の拡大などにより、農業生産の収益性向上を図り、持続可能で魅力的な経営構造の構築を目指します。

【施 策】

○担い手の育成と経営体強化

地域農業を支える担い手の育成を図るため、新規就農者の就農前から就農時、就農後の一貫した支援を行うとともに、担い手の規模拡大や法人化、多様な農業人材の確保・育成により、地域全体で農業を支える仕組みの再構築など、担い手の経営力の強化を図ります。また、地域計画の実行に向けた支援や農地中間管理機構の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、ドローンや自走式草刈機等、スマート農業の推進にも取り組みます。

○農地の保全と耕作放棄地の防止

集落機能の活性化や耕作放棄地の防止を図るため、区画整理、農道整備等による基盤整備を行うとともに、農業者を主体とした地域住民が行う農地・農業用水等の保全管理活動や、耕作放棄地の再生活動に対する支援に取り組みます。

○高付加価値化と生産性の向上

避けることができない人口減少下での農畜産業経営を見据え、本町の豊かな自然を生かした有機農業など環境保全型農業の推進や農畜産物のブランディングなどにより付加価値の向上を図ります。また、ドローンや自走式草刈機といった新たな技術の活用により、人手不足の解消を図るとともに、生産性の向上やコストの削減を図ることで持続可能な農畜産業経営を目指します。

○生産体制の強化

地域の特性を生かした農畜産物の生産体制を強化していくため、農産物集出荷場の機能強化や畜舎等の生産基盤施設の機能向上、農畜産物加工販売施設等の整備に対する支援に取り組みます。

○農畜産物の販路拡大と販売促進

農畜産物の販路拡大と付加価値向上を目的に、県や関係機関と連携し、生産者が本町の豊富な地域資源を生かした特色ある取り組みを行えるよう支援するとともに、AIをはじめとするデジタル技術を活用し、ウェブサイトなどの多様な情報媒体を活用した PR 活動を後押しし、町外、県外への新規取引先の開拓を支援します。

○有害鳥獣の捕獲対策

イノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による森林資源や農作物への被害を軽減するため、地域をあげた耕作放棄地の解消や周辺環境の整備、適切な防護柵の設置を推進します。また、銃器やわなの狩猟免許取得のための助成や捕獲許可にともなう報償金制度の活用により捕獲促進を図ります。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
新規就農者数 (年間)	15 人	30 人
農業所得額	19.1 億円	19.1 億円

施策目標(2) 林業・水産業の振興

【現況・課題】

<林業>

森林は林産物の生産、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、河川環境の保全など、多面的な機能を有し、生活や生態系を維持するための基盤となっています。

本町は、四万十ヒノキを中心とした原木（素材）生産を林業振興の核とし、間伐や作業道の開設、再造林の推進など森林整備に関する支援や、林業事業体・製材事業所の人材育成と担い手確保に関する取り組み、また、町産材利用促進を目的とした住宅支援制度、町産材の販路拡大につながる支援など、林業・木材産業の推進に積極的に取り組んでいます。

しかし、木材価格の低迷等により林業を取り巻く環境は依然として厳しく、加えて林業従業者の減少や高齢化も進み、未整備森林の増加につながっています。

このような中、森林経営計画の作成による民有林を含めた計画的な施業実施を行うとともに原木需要の拡大に対応するため、森林環境譲与税を活用し、さらなる森林整備の推進、林業事業体の育成、自伐林業者等新たな人材が活躍できる環境整備が求められています。また、森林経営管理制度により未整備林を把握し、解消に向けた森林整備も順次行う必要があります。

また、森林所有者等との分収造林契約については、施業の実施や契約内容の協議を行い、適正な管理に努める必要があります。

特用林産物においては、生産者の育成や森林資源を活用したクリ、シイタケ及び木炭などの振興による地域産業の維持発展のための取り組みが必要となっています。

<水産業>

土佐湾を主漁場とする海面漁業は、伝統漁法によるシイラの水揚げや大型定置網の操業が行われる興津地区と、イセエビを主要な水揚げ魚種とする志和地区で営まれています。

しかし、近年の地球規模の環境の変化にともなう、海水温の上昇に起因すると見られる水産資源の減少、高齢化と新規漁業就業者不足による漁業者の減少等が課題となっています。

また、四万十川を中心とした内水面漁業においては、アユ、ウナギ、テナガエビ、モクズガニなどの漁獲量が大きく減少しており、その資源量の回復とあわせて、水産資源の高付加価値化や有効利用のための取り組みが必要です。

【方 針】

- ◆森林組合等林業事業体による素材生産拡大を推進するとともに、自伐林業者をはじめ新たな林業従事者を増やすことにより、豊かな森林資源を持続的に活用できるまちを目指します。
- ◆水産資源の育成や環境保全等により、漁業生産量の維持に努めるとともに、加工業との連携や新規就漁者の確保育成を通じて、安定した漁業経営が維持できるまちを目指します。

【施 策】

○原木生産の拡大

県内における原木需要の拡大に対応するため、森林組合等の林業事業体に対して森林経営計画の作成や高性能林業機械の導入など、経営の安定と強化のために必要な支援を行い、安定的な生産体制の構築を図ります。

○新たな林業従事者の育成

森林所有者等の自伐林業者を育成することにより、地域・里山の森林環境の整備と林業収入の確保、木質資源の有効利用の促進を図ります。

○健全な森づくりと森林資源の活用促進

森林の持つ多面的機能の維持に取り組むとともに、これまで行ってきた町有林の適切な森林管理によるCO2吸収量の活用、また、特用林産物である原木シイタケ・木炭・クリ等の森林資源を活用した地域産業の発展のため、生産者の育成、生産者団体等と連携した取り組みを推進します。

○林業・木材産業の担い手の育成

林業・木材産業の新規就業者の確保・育成を図るため、新たに雇用した従事者に対し支援を行います。また、林業就業者に対し行う安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術・技能等を習得させるための取り組みも実施します。

○町産材の流通・販売体制の強化

町産材利用推進方針に基づく公共建築物等への町産材利用を進めるとともに、木造住宅の建築推進など地域内消費の促進や、町外・県外等への販路拡大に取り組みます。

○森林環境譲与税を活用した森林整備の推進

森林環境譲与税を活用し、民有林における未整備森林の減少及び適切な森林整備を促進するための取り組みを推進します。

○海面漁業の振興

漁業生産基盤の維持向上を図り、漁業者の所得向上に取り組めます。また、定置網漁業などの雇用型漁業による海面漁業振興を推進していくほか、加工事業による海産物の高付加価値化の促進にも引き続き取り組んでいきます。

○漁業資源の維持

漁業資源を維持するため、漁礁設置活動等の取り組みを促進します。また、藻場の保全活動等を推進することにより沿岸海域の環境保全を図ります。

○四万十川の水産資源の保護と利活用

四万十川のアユをはじめとした水産資源を持続的に利活用するため、深刻な食害をもたらすカワウハの対策を講じ被害の抑制に努めるなど、積極的な資源回復の取り組みを進めます。また、流域間の連携を図りながら、水産資源の付加価値向上を推進していきます。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
年間木材生産量	5.7 万m ³	6.0 万m ³
自伐林業者数	30 人	35 人
四万十川遊漁券販売数	1,559 枚	1,680 枚
海面漁獲物水揚げ金額（大型定置網除く）	3 千万円	3 千万円

政策目標２．今ある資源を生かした地域ブランドを育むまち

施策目標（３）多様な産業の展開

【現況・課題】

<地域ブランド>

本町の基幹産業である農林水産分野では、米やショウガ、牛や豚、クリやシイタケ、アユやウナギ、ヒノキなど多くの地域資源があります。

これまでの生産者団体等との取り組みにより、仁井田米や四万十ポークなど、高知県内において一定ブランド化が浸透している製品もあります。

今後は、豊富な地域資源を地域ブランドとして確立していくため、６次産業化の推進や新たな販売戦略の構築が必要です。

<６次産業化>

豊富な地域資源を商品ブランドとして高付加価値化するために、６次産業化の推進が重要となります。

今後は、事業推進主体や品目など具体の方向性を明確にし、有効な製品加工や商品開発に取り組む必要があります。

また、町内農畜産物を使用した加工品を積極的に販売し、生産者の所得向上に取り組むためには、豊富な地域資源を生かして加工・販売ができる地元企業等の育成と、衛生管理の高度化された加工施設が必要となっています。

<伝統工芸>

本町の伝統工芸においては、鍛冶職人などを中心に後継者育成が進んでいます。一方で、他の分野では後継者不足が課題となっています。

また、伝統技術を継承していくためには、生業として継続できる経営基盤の確立も求められています。

<地産外商>

本町には多種多様な産品がありますが、これまでは地域内や県内での消費が中心であったため、人口減少にともなう販売額の減少が懸念されています。そこで、町外からの需要拡大を目指し、生産者が販路を広げ、事業の継続的な発展につなげられるよう、2018（平成30）年度から地産外商の取り組みを支援しています。また、ネット販売の取り組みを支援し、順調に成長を続けています。

展示商談会や産地訪問などの機会を通じて、成約件数や金額の増加、優良な取引先とのつながりなど一定の成果が見られ、外商活動に関心の高い事業者や地域商社も育ちつつあります。今後も、こうした生産者の取り組みを支援しながら継続的に展開していくことが必要です。

<ふるさと納税制度の活用>

本町のふるさと納税は一定の寄附額を確保しているものの、返礼品が一部の定番農産物や加工品に偏っており、多様な地場産業への波及効果や、寄附金の使い道を通じた町の魅力発信が十分にできていない状況となっています。今後は、これまで制度を活用できていなかった分野の事業者にも協力を求め、出品を通じた事業者の販売力の底上げと、寄附者との関わりを産業の展開につなげていく取り組みが求められています。

【方 針】

- ◆企業等の育成、斬新な発想力で新たな製品加工や商品づくりを目指す起業・創業者等の人材育成及び伝統工芸の後継者育成により地域資源を生かしたブランド化、産業技術の継承が進む活力あるまちを目指します。
- ◆社会構造の変化に対応した外商活動を通じて、生産者が販路を拡大できるよう支援し、外商の拡大につながる商品づくりを後押しします。
- ◆ふるさと納税を町内事業者の「販路開拓、消費者からのフィードバックの場」と位置付け、事業者の新規参入や商品のブラッシュアップを一体的に支援することで、商工業・観光業など多様な産業への恩恵の普及を目指します。

【施 策】

○地域資源のブランド化

生産者団体等との連携を強化し、農林水産業の振興と地域資源のブランド化の推進による特色ある産地の育成と、新たな販路の開拓を図ります。

○6 次産業化の推進

第一次産業の活性化のため、自ら生産した農畜産物等の高付加価値化と販売の仕組みづくりを推進します。特に加工品については地域の製造体制や特色に合わせて、取り組みやすい1.5次加工から、農畜産物のブランド化につながる加工品の開発・製造・流通までの体制づくりに取り組みます。

○伝統工芸の育成

窪川地域で進められている後継者育成の取り組みを継続するとともに、大正・十和地域を含めた本町の伝統工芸を後世に継承していくため、後継者の確保と育成に努めます。

また、伝統工芸品の販路拡大や情報発信などを通じて、持続可能な経営基盤づくりを支援します。

○他産業との連携の強化

農商工観連携による新商品開発等、多様な産業間の連携により、地域の特色を生かした産業の活性化を図ります。

○地産外商の支援

オンライン商談やネット通販など、新しい生活様式や消費行動の変化に対応した外商活動を通じて、生産者が販路を開拓・拡大できるよう支援するとともに、市場ニーズに沿った商品づくりを後押しします。また、外商に参画する事業者の発掘や、関東・関西など都市圏を中心とした販路拡大の支援にも努めます。

○マーケティング情報の提供と商品開発支援

ふるさと納税などを通じて得た市場ニーズや寄附者からのレビュー、他自治体の先進事例などの情報を町内事業者に広く共有するとともに、業種を越えた意見交換や学びの場を創出することで、事業者のスキルアップとモチベーションの向上を促し、新たな商品・サービスの開発、異業種連携につなげていきます。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
農産物の加工を行っている農業経営体数	28 経営体	33 経営体
新規就業者定着数 (伝統工芸)	3 名(R2-R7)	3 名(R9-R13)
ふるさと納税返礼品登録事業者数	71 事業者	100 事業者
ふるさと納税返礼品数	640 品	700 品

施策目標(4) 雇用の促進

【現況・課題】

雇用環境は物価高などの影響もあり、有効求人倍率はおおむね 1.10 で横ばい状態となっています。雇用市場は引き続き安定していますが、物価上昇や経済の先行き不透明感により、企業と求職者双方の動きは慎重になっています。

このような状況下でも、本町では引き続き県との連携による企業誘致や新産業創出を進め、新たな雇用の創出に取り組む必要があります。また、人口減少に対応し、移住者及び定住者への就業機会を確保しつつ、起業・創業支援、事業承継の推進を継続していく必要があります。

また、地域産業を支える人材として外国人材の重要性が高まっており、受入環境の整備や地域への定着支援など、多様な人材が安心して働き暮らせる環境づくりが求められています。

【方 針】

- ◆企業等の育成や新たな製品加工・商品づくりを目指す起業・創業者等を支援するとともに、既存事業者の雇用に配慮した雇用対策を推進し、誰もがいきいきと働くことのできるまちを目指します。また、物価高や経済の不透明感に対応するため、地域産業の安定的な成長と雇用の確保を図る施策を強化します。
- ◆若者が安心して働ける就業先を確保するとともに、UI ターン者や移住者の受け入れ先の確保に取り組み、若者の定着率向上を図ります。さらに、県との連携による企業誘致や新たな産業の創出を推進するとともに、外国人材を含む多様な人材の活躍を支援し、地域における就業機会の拡充を目指します。

【施 策】

○地域産業を担う人材の確保

商工会や町内の高校等と連携し、会社説明会や職場体験等を継続して企画するとともに、地域企業が行う定住につながる創意工夫による雇用拡大への取り組みを支援します。物価高や経済の先行き不透明感に対応しつつ、将来の地域産業を担う人材の安定的な確保に努めます。

○起業・創業の推進等による就業機会の創出

四万十町創業支援事業計画に基づき、起業・創業の促進を図ることで新たな就業機会を創出します。また、必要に応じて企業誘致や地域内スタートアップ支援を行い、雇用の拡大を図ります。

○企業誘致・立地による就業機会の創出

県等との連携のもと、町内の雇用状況や産業構造を踏まえつつ企業誘致・立地を推進し、地域産業の振興と雇用の拡大を図ります。さらに、都市部企業のサテライトオフィス誘致やコワーキングスペースの活用を促進し、多様な就業機会の創出につなげます。

○勤労者福祉の充実

勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、労働環境の改善や整備に向けた事業者への啓発を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。加えて、物価高などの影響を受ける勤労者の生活支援策や働きやすさ向上施策もあわせて検討・実施します。

○多様な人材の確保と定着支援

関係機関や事業者等と連携し、外国人材や障がいを持つ方を含む多様な人材の確保に取り組みます。また、地域で安心して働き暮らすことができるよう、受入事業者への支援や生活環境の充実、地域との交流促進など、定着に向けた環境づくりを推進します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
起業・創業者数（年間）	6 人	6 人
企業誘致・立地数（5 年間計）	1 社	1 社

政策目標３．町内外の交流を図り、多様な世代でにぎわいが保てるまち

施策目標（５）商工業の振興

【現況・課題】

本町では人口減少と少子高齢化の進行に伴い、地域内消費の縮小や後継者不足による廃業が進み、商業機能の維持が大きな課題となっています。特に地域住民の日常生活を支える小売業やサービス業では、事業所数の減少や空き店舗の増加が見られ、買い物環境や地域のにぎわいの低下が懸念されています。

また、大型店舗の進出やインターネット販売の普及による消費行動の変化、物価高騰など経営環境は大きく変化しています。

一方で、四万十川をはじめとする豊かな自然環境や観光資源、地域特産品など本町ならではの魅力を生かした観光需要や域外需要の獲得が期待されています。町内では地域住民や事業者によるマルシェやイベントなどの取り組みも行われており、こうした活動を地域経済の活性化や関係人口の拡大につなげていくことが求められています。

今後は、地域住民の暮らしを支える商業機能を維持するとともに、創業や事業承継への支援、空き店舗の活用、観光消費の取り込みなどにより、持続可能な商工業の振興を図る必要があります。

【方 針】

- ◆高齢化や過疎化にともない地域の商工業者が減少しつつあるなかで、商業機能の維持を図り、地域住民が安心して買い物やサービスを利用できる環境の維持に向けて取り組みます。
- ◆商工業の担い手が減少するなかで、移住者を含めた担い手の確保と育成が必要です。創業支援や事業承継支援、空き店舗等の活用を促進し、地域経済の担い手確保に取り組みます。
- ◆事業者や関係団体等と連携し、本町の豊かな観光資源や地域特産品を活用した地域経済の活性化とにぎわいと交流を生み出すまちづくりに向けて取り組みます。

【施 策】

○地域商業機能の維持・確保

地域住民が安心して買い物やサービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、商業機能の維持に向けた取り組みを支援します。

○創業・事業承継支援の推進

商工会や関係機関と連携し、創業希望者への支援や事業承継に関する相談体制の充実を図り、地域経済を支える事業者の確保・育成に取り組みます。

○空き店舗等の活用促進

空き店舗や遊休施設を活用した新規出店やチャレンジショップ、交流拠点づくりを支援し、まちなかのにぎわい創出につなげます。

○観光と連携した商工業振興

観光施設やイベントとの連携を強化し、観光客の消費拡大や地域産品の販売促進を図るとともに、キャッシュレス化や情報発信の充実に取り組みます。

○地域経済循環の推進

地域内での消費拡大や地元事業者の利用促進を図るとともに、地域資源を生かした商品開発や販路拡大を支援し、地域経済の好循環を目指します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
事業承継支援件数（年間）	0 件	2 件
空き店舗の活用（年間）	2 店舗	2 店舗

施策目標(6) 交流の促進

【現況・課題】

本町は、全国的なブランド力のある四万十川をはじめ、豊かな森林資源、美しい里山景観、地域に根差した歴史・文化、特色のある食資源など、多様な地域資源を有しています。これらは、本町の大きな魅力であり、交流人口の拡大や、地域経済の活性化において重要な役割を担っています。

近年、観光ニーズは団体旅行から個人旅行へ、また、短時間で目的地を巡る「通過型観光」から、地域ならではの暮らしや体験を重視する「滞在型・体験型観光」へと変化しています。SNS や動画配信サービスの普及により、旅行先を選択する基準も多様化しており、地域独自の魅力を効果的に発信することが求められています。

一方で、本町においては、観光資源の磨き上げや受け入れ体制の充実、宿泊機能の強化、観光人材の育成、二次交通の確保など、観光振興を進めるうえで多くの課題があります。また、観光消費額の増加や、観光客の滞在時間の延長に向けた取り組みも必要となってきます。

さらに、人口減少や高齢化が進行する中で、観光振興を単なる誘客施策として捉えるのではなく、地域経済の循環や関係人口の創出、移住定住施策と連携した持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要となります。

このため、本町ならではの自然、文化、食、人の魅力を最大限に活用しながら、地域住民、観光協会や商工会などと行政が連携し、地域資源の保全と活用の両立を図りつつ、魅力ある観光地域づくりを推進していきます。

【方針】

- ◆本町の強みである清流と緑が織りなす自然景観と訪れた方の心を満たすまちづくりを目指し、関係機関だけでなく地域住民とも連携し交流人口の拡大を通じた関係人口の増加に向けて取り組みます。
- ◆「人が集い、つながり、暮らし続けるまち」を基本に、滞在型・体験型観光を推進し、観光客の増加を目指します。
- ◆受け継がれてきた伝統文化や祭り、歴史資源の魅力を国内外へ発信することで、地域の誇りの醸成を促進し、国際交流やインバウンド観光へとつなげていきます。

【施策】

○町の魅力のPRの推進

四万十川が育む豊かな自然環境、歴史・文化、地域に根差した暮らしおよび産業等の多様な地域資源について、体系的な整理と効果的な情報発信を行うことにより、町内外における認知度の向上を図るとともに、交流人口および関係人口の拡大を目指します。

○地域資源を活用した観光コンテンツの充実

四万十川を中心とした自然景観やアウトドア資源、地域文化等を活用し、本町ならではの魅力ある観光コンテンツの充実を図ります。ラフティングやジップライン、キャンプなどの自然体験型観光を推進するとともに、農業体験、伝統文化体験など、地域の暮らしに触れる体験型観光を充実させます。また、アユ、四万十ポーク、仁井田米、クリなどの地域食材を活用し「食」を目的とした誘客を促進し、地域イベントや伝統行事を観光資源として活用し、四季を通じた観光誘客に取り組みます。

○観光交流拠点を軸とした周遊の促進

四万十町の玄関口である四万十中央 IC 付近の道の駅あぐり窪川の隣接地に、観光の拠点となる観光交流拠点施設を整備することで、観光客だけでなく、ビジネス客に対しても町内での滞留・滞在の促進、周遊の推進を図り、交流人口の増加、地域経済の活性化及び公園機能の提供による住環境の向上を目指します。

○主要な観光施設の魅力化

いくつかの観光施設において、老朽化による設備機能の低下が進んでおり、観光客の受け入れ拠点として、安全で快適な利用環境を維持していくことが求められています。単に維持管理を行うだけでなく、施設の魅力及び利便性の向上、長寿命化を図るため計画的に施設の改修を行います。

○インバウンドの誘客

インバウンド誘客を地域の活性化につなげるため、地域全体で外国人旅行者を受け入れる機運醸成を図るとともに、情報発信や案内表示の多言語化、キャッシュレス決済や Wi-Fi 整備など受入体制の強化に努めます。

○交流人口の拡大

観光分野にとどまらず、農業体験や文化・スポーツ交流など、町民や関係団体との協働により地域資源を磨き上げ、四季折々の景観や地域の食材を生かしたイベントの開催、広域観光や体験型観光などを通じた交流人口の拡大を図ります。

○友好都市・団体等との交流促進

友好都市・団体等との交流を促進し、文化交流や災害時の連携など地域活性化と友好関係の維持を図ります。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
主要観光施設の年間入込客数	72 万人	80 万人
主要観光イベントの年間来場者数	42,970 人	50,000 人

施策目標(7) 移住・定住の促進

【現況・課題】

本町の人口は、長期にわたり大幅な減少が続いています。国勢調査の結果によると、平成 27 年調査の 17,325 人から、直近の令和 7 年調査（速報値）では 13,855 人となり、わずか 10 年間で約 20%もの減少となっています。また、人口構造においても少子高齢化が進行しており、特に、地域の経済や社会を支える生産年齢人口の減少は、労働力や地域の担い手不足を深刻化させており、産業振興やコミュニティ機能の維持に大きな影響を及ぼす喫緊の課題となっています。

人口減少の要因としては、出生数の減少による自然減に加え、進学や就職を契機とした若年層の転出超過が挙げられます。特に高校卒業後の進学や就職の際に町外へ流出した若者が、その後も帰郷せず都市部へ定着する傾向が見られ、若年層の減少がさらなる少子化につながる悪循環が生じています。

本町には四万十川をはじめとした自然環境、仁井田米など四万十の食文化、人々の温かなつながりなど、都市部にはない魅力が数多く存在しています。近年では高速インターネット環境も整備されており、地方移住ニーズに対応できる基盤も整えられてきています。このため、本町の魅力を地域内外へ効果的に発信するとともに、地場産業の振興や魅力ある雇用の創出、U ターン I ターン促進など、若者が働き暮らし続けられる環境づくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、空き家などを活用した住環境整備と包括的に人口減少の抑制と移住定住者の増加を図っていきます。

【方 針】

- ◆本町へ移住を検討する人々に対して、四万十川をはじめとする自然環境や子育て環境、地域コミュニティの魅力、働き方や暮らし方などの情報を効果的に発信し、移住後の生活を具体的にイメージできる機会の創出を図ります。
- ◆移住希望者や町内に定住を希望する若者が安心して新たな生活を始められるよう、住居及び就業環境の確保を推進します。
- ◆移住者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、移住相談員や関係機関による継続的なフォロー体制を構築するとともに、地域住民との交流機会の創出や地域活動の参加促進を図ることで、移住後の定着支援を推進します。

【施 策】

○空き家を活用した住宅供給

増加する空き家への対策と新たな居住場所の確保に向け、状態の良い空き家を改修し、快適な住環境を備えた住宅として供給を推進します。特に子育て世代や町外からの移住者が利用しやすい環境を整え、定住促進に努めます。また、空き家バンクへ登録することで、物件情報を広く発信し、移住希望者との効率的なマッチングを図ります。

○地域おこし協力隊の受入れ拡大と定着促進

地域おこし協力隊の役場雇用型及び民間企業受入型の受入拡大を進めることで、地域を支える多様な人材の確保・育成・定着を図り、地域活性化と持続可能なまちづくりにつなげます。

○中間管理住宅の整備

賃貸や売却の意向があるものの、所有者個人での管理や手続きが難しい空き家を町が一定期間借り上げ、公的に管理・運用する「中間管理住宅」の整備を進めます。これにより、所有者の不安を解消するとともに、移住希望者や若者世帯が安価で安心して入居できる住まいを確保します。老朽化対策や適切な維持管理を町が主導することで、地域の住環境の安定と空き家の流動化を同時に図ります。

○滞在型施設の整備

本町への移住を本格的に検討している人が、実際の暮らしや地域の雰囲気事前に確認できるよう、一定期間の滞在が可能な「短期滞在型宿泊施設」の整備を進めます。利用中の相談サポート体制も合わせて構築することで、スムーズな定住へのステップを後押しします。

○関係人口の創出・拡大

移住体験ツアーの実施や移住相談会への出展など、段階的なアプローチを行うことで本町への愛着を育み、将来的な移住・定住へとつなげていきます。

○移住受入態勢の構築

移住希望者が安心・納得して定着できるよう、専門の「移住相談員」を配置し、ワンストップの相談体制を確立します。あわせて、生活インフラ、求人・就職、住まいなどの情報を一元的に集約・発信することで、「暮らしたい」、「住み続けたい」と思える、受入態勢の構築を図ります。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
空き家改修補助金申請数 (年間)	3 件	10 件
空き家バンク新規登録数 (年間)	13 件	30 件
地域おこし協力隊隊員数 (年間)	18 人	25 人
中間管理住宅年間整備件数 (年間)	5 棟	5 棟
移住者数 (年間)	165 人	235 人
移住相談件数 (年間)	437 人	500 人

政策目標４．広大な自然環境と共生するまち

施策目標（８）自然環境の保全

【現況・課題】

<自然環境・自然景観>

本町は、四万十川とその流域の豊かな自然に支えられ、農林業を基幹産業とし、自然を守り生かして暮らす文化を受け継いできました。

このような四万十川の良好な文化的景観を守り、次世代に引き継ぐためには、自然と共生した暮らしや生業を継承していく取り組み等への支援が必要です。

そのため、景観の保全を目的とした四万十川条例・四万十町景観条例を制定して対策を行い、あわせて不法投棄防止対策に取り組んでいます。

また、希少野生動植物種が多数生息・自生しており、これらを守るために、自然のままの姿を多くとどめられるような取り組みが必要となっています。

<河川環境>

日本の川の名風景が残された日本最後の清流と言われる四万十川の水質を保全するため、四万十川方式による水質汚濁防止、合併処理浄化槽の推進、浅水代かきの推進、止水板の配付等による濁水防止の啓発活動に取り組んでおり、四万十川一斉清掃による美化活動など河川環境の保全にも努めています。

四万十川の濁水や水質悪化の原因と言われている、生活雑排水、公共工事等による濁水、農業濁水、畜産排水について、住民や事業者等へ濁水を流出させない取り組みの啓発を継続します。

また、本町の重要な観光資源に位置づけられる火振り漁や友掛けのアユも、水量の減少や濁水、河床の瀬やふちの劣化、さらに外来魚やカワウの影響といった河川環境の変化により漁獲量も低水準となっています。四万十川の資源調査などの結果から、原因の一つとして河川環境の変化、主に河床に堆積する土や泥の影響で主食である苔が育たない、産卵した卵の隠れ場所となる石の隙間が少ないことも判明しているため、課題解決に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

【方 針】

◆四万十川を中心とした豊かな自然環境を町民一人ひとりが意識し、その価値が次世代へ継承されるまちを目指します。

【施 策】

○自然環境・自然景観の保全

四万十川を中心とした河川、里地、里山等の自然景観を後世に引き継ぐため、関係機関との連携により、流域における計画的な森林施業や農業排水対策等による適切な自然環境の保全に努めます。また、河川の水質汚濁を未然に防止するため、水質調査や監視体制の充実を図ります。

○生物多様性の保全

四万十川流域の希少な動植物の状況を把握し、必要な対策や情報の発信による啓発を行うなど、生物多様性の保全保護に取り組めます。

○環境教育・環境学習の充実

身近な自然と触れ合うことによって自然環境への理解が深まるよう、環境学習の充実を図り、川や地域への愛着と誇りを育み高めます。また、環境問題に取り組む団体等の情報共有を図り、自主的な環境保全活動を促進します。

○環境美化活動の推進

地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、地域が一体となった海・川・水路など水辺の清掃や除草などの環境美化活動を普及啓発し、清潔で快適なまちづくりを推進します。

○生活排水の適正処理

生活排水による河川環境への負荷軽減のため、公共下水道、農業集落排水、四万十川方式施設の適正管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及啓発を推進します。

○不法投棄の防止

不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に対する啓発や巡回監視体制を充実するなど、不法投棄対策に取り組みます。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
四万十川一斉清掃参加者数	(R8) 1,650 人	2,000 人
不法投棄防止パトロール回数 (年間)	27 回	24 回
生活排水処理率	72.9%	74.5%

施策目標(9) 脱炭素・循環型社会の推進

【現況・課題】

<脱炭素社会>

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備等の設置支援により再生可能エネルギーの普及が一定程度進んでいます。他方で、エネルギー需要そのものを削減する省エネルギー対策も重要であり、住宅の断熱性能の向上、省エネ家電への更新、公共施設のLED化といった取り組みを、今後を着実に進めていく必要があります。

<循環型社会>

循環型社会の推進については、生ごみ処理器等の購入に対する支援や資源ごみの分別などを周知してきましたが、一人当たりのごみ量は減少傾向になく、また、リサイクル率も低い状況にあります。

脱炭素社会の実現には本町の豊かな自然資源を維持していくことが必須であり、そのためにも再生可能エネルギー、省エネルギーの推進、ごみの減量化や子どもたちへの環境学習等、あらゆる取り組みを絡めて進めていき、環境に配慮したまちづくりを進めていくことが必要です。

【方針】

◆町民一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、町民と行政が一体となって再生可能エネルギーの活用や環境保全活動に取り組むことにより、環境にやさしいまちを目指します。

【施策】

○省エネルギー対策の推進

電気やガスを効率的に利用し日常生活における無駄を減らす省エネルギー活動の促進や、地域の企業が二酸化炭素の排出を減らし、環境に配慮した経営を行えるよう、専門的なアドバイス等の支援、そして公共施設の省エネルギー化を通じて、地域全体で持続可能な環境づくりを推進します。

○再生可能エネルギーの拡大

町民や事業者による再生可能エネルギーの利用を広げるとともに、公共施設で率先して導入を進め、地域全体で再生可能エネルギーの活用を推進します。

○環境に配慮したまちづくり

豊かな自然資源を生かした再生可能エネルギーの活用や電動車の普及を進め、環境にやさしい地域づくりを推進します。

○循環型社会の形成

ごみの減量やリサイクルの促進、食品ロスの削減を目指し、資源を有効に活用する地域づくりを推進します。

○未来の社会を支える子どもたちの育成

学びと連携の機会を通じて環境への関心と理解を深め、持続可能な地域づくりを担う人材の育成を推進します。

○処理施設の適正管理

廃棄物処理施設である焼却施設、リサイクルプラザ、浸出水処理施設、埋立貯留施設、污泥再生処理施設の適正な維持管理に努めます。

【指 標】

項目	現況値 (R6)	目標値 (R12)
町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (資源ごみを除く)	650 g	624 g
町全体でのリサイクル率	17.2%	19.3%
町の業務による温室効果ガス排出量	5,701 t-CO ₂	4,464 t-CO ₂
太陽光発電の導入率 (世帯当たり)	9.8%	15.0%

※上記 4 項目の年度は、「四万十町一般廃棄物処理基本計画」「四万十町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)」に準拠しています。

政策目標５．心の豊かさを育み、まちの将来を担う人が育つまち

施策目標（１０）子どもを産み育てる環境の充実

【現況・課題】

<結婚・出産>

本町では、若年人口の減少や進学・就職にともなう転出により、結婚や出産の中心となる世代の人口減少が進んでいます。また、未婚化・晩婚化の進行やライフスタイルの多様化などを背景として出生数の減少が続いています。このような状況の中、結婚を希望する人への出会いや交流の機会の提供、妊娠・出産に関する相談支援、経済的負担の軽減などを通じて、結婚から出産へとつながる切れ目のない支援を充実させることが求められています。

また、本町には産科医療機関がなく、小児医療体制についても十分とはいえない状況にあることから、妊産婦や子育て世帯が安心して出産・育児を行うことができる環境整備が課題となっています。限られた医療資源の中においても、関係医療機関との連携や相談支援体制の充実を図りながら、安心して子どもを産み育てることができる環境を維持していくことが求められています。

さらに、少子化が進行する中においても、地域の活力を維持し、将来にわたり持続可能な地域社会を形成していくため、若い世代が安心して結婚・出産を選択できる環境づくりが重要な課題となっています。

<子育て>

核家族化の進行や共働き世帯の一般化など、家庭環境の多様化に伴い、孤立しがちな子育て家庭への伴走型支援や、児童虐待の早期発見・解消等を目的とした地域ぐるみの見守り体制づくりが、より重要となっています。

また、これまでも取り組んできた経済的支援のさらなる充実をはじめ、柔軟な働き方の普及、男性の育児参加の促進、保育サービスの拡充、地域コミュニティによる子育て支援など、総合的に取り組む必要があります。

児童福祉施設である保育所等の施設環境面では、少子化による園児数の減少、施設の老朽化や防災面の課題があり、次代を担う子どもたちの社会性や多様性を育む適切な集団活動を担保するためには、将来の人口動態を見据えた計画的な保育所等の適正配置に取り組む必要があります。

また、保育所等の人的環境面では、これまでの慢性的な保育士等不足から、人員配置にゆとりのある手厚い保育サービスが提供できる体制に移行していくことが想定されます。

保護者のニーズに応じた保育サービスの充実や、それを実践する保育士等の資質向上のための労働環境の整備などの課題のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室における運営体制の強化など総合的な子育て支援が必要です。

【方 針】

◆結婚、出産、育児と仕事の両立など、ライフステージに応じた切れ目のない支援により、誰もが心からの安心と心の豊かさを実感し、ともに支え合いながら子育てできるまちを目指します。また、少子化が進行する中においても、地域全体で子どもと子育て家庭を支え、将来にわたって持続可能な子育て環境を築くことで、子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めます。

【施 策】

○結婚を希望する人の希望がかなう環境の整備

結婚を希望する人がその希望を実現できるよう、出会いや交流の機会の創出、相談体制の充実、関係機関との連携による情報提供などを行い、結婚に向けた支援を推進します。また、若い世代が将来に希望を持ち、安心して結婚や子育てを考えることができるよう、仕事と生活の調和や生活基盤の安定に向けた環境づくりを進め、結婚を希望する人の後押しとなる地域づくりを推進します。

○出産・育児への支援

こども家庭センターを核とした相談・支援体制を確立し、妊娠期から育児期まで切れ目のない伴走型支援を推進します。時代のニーズに合わせた各種支援サービスを提供するほか、既存の医療資源の中で妊産婦・乳幼児健診等の充実を図るとともに、地域全体で子育ての不安や孤立を解消するネットワークの構築により、安心して子どもを産み育てられる『心の豊かさ』を実感できる環境づくりに努めます。

また、妊婦のための支援給付金や出産祝金の支給、乳幼児やひとり親家庭への医療費助成、妊産婦等への支援など、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

○保育サービスの充実

園児数の減少を踏まえた持続可能な保育体制への最適化を図りながら、各種保育サービスの質的な充実を図ります。0歳児保育の実施や発達に特性のある子どもへのきめ細やかな支援を継続するほか、一時預かり事業やこども誰でも通園制度等の適切な運営に努めます。

また、施設の再編を見据えて新たな設備投資を抑制しつつも、保育士のゆとりある配置による丁寧な関わりと地域資源を生かした温かい保育環境を整えることで、日々の保育に対する保護者の不安や孤立感を解消し、子どもたちが健やかに育つことができる安全・安心な保育環境を構築します。

○保育施設の整備

施設の老朽化や災害危険区域への指定といった課題への対応も含め、少子化を見据えた計画的な保育施設の再編を進めます。単なる規模の縮小にとどめることなく、子どもたちが集団活動を通じて社会性や多様性を育むことができる適切な保育環境を担保するとともに、既存施設の長寿命化や防災対策を重点的にを行い、子どもたちの命を守る安全・安心な施設整備を推進します。

○地域で支える子どもの居場所づくりと子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりと、地域ぐるみによる子育て支援体制の充実を図ります。

○児童虐待の早期発見と防止体制の強化

こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉の一体的な伴走型支援を推進し、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。要保護児童対策地域協議会の専門性を活用した迅速な情報共有と、行政機関、教育機関や地域住民とのネットワークを強化することで、限られた行政資源の中でも隙間のない見守り体制を構築します。

○子育て世代の定住環境の充実

子育て世代が安心して結婚・出産・子育てを行い、将来にわたって住み続けたいと感じられるまちを目指し、住宅環境や生活利便性の向上、地域における交流や支え合いの仕組みづくりを推進し、子育て世代の定住を支える環境の充実を図ります。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
年間出生数	（R3～R7 平均値） 57 人	60 人
「今後も本町に住み続けたい」と回答した子育て世帯の割合（中学生以下子育て世帯）	63.6%	80%

施策目標(11) 教育環境の充実

【現況・課題】

本町の将来を担う子どもたちが、社会の変化に柔軟に対応し生き抜く力を培うために、基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける必要があります。

また、自ら考え、判断し、解決するための確かな学力や他人と協調し、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を育てるとともに、たくましく生きるための健康や体力の向上も図らなければなりません。

そのため、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育の推進に加え、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力を高めることが求められています。

また、それぞれの地域の特色を生かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力してふるさと教育等の充実を図り、豊かな自然・文化等の貴重な学習教材を有効活用し、地域の魅力や特色を知り、愛着と誇りを育む学習活動に取り組める体制づくりを進める必要があります。また、業務の効率化や外部人材の登用など、教員の働き方改革を進めることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う必要があります。

少子化が進む中、今後も学校等の統廃合が想定されることから、保護者や地域住民、関係者と十分な意見交換を行いながら必要に応じて取り組んでいく必要があります。

子どもたちが安全に、安心して教育を受けられるよう、引き続き教育施設の改善が求められています。

また、入学者の減少が続いている町内2校の高校の活性化をはじめとした地域教育の魅力化について、保幼小中高が連携して取り組んでいくことが必要となっています。

【方針】

◆社会の課題や変化に対応し、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく人材の育成に努め、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、「持続可能な社会の創り手」となる人づくりを目指します。また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現するために、多様な価値観を尊重し、協働しながら豊かな地域の創り手となる人づくりを目指します。

【施策】

○確かな学力の育成(知)

基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、課題解決のために主体的に取り組み、生涯にわたって学び続ける姿勢を育むため、高知県学力定着状況調査や全国学力・学習状況調査の結果を分析、研究し、児童生徒の学力向上に努めます。また、ICT機器等を活用した授業と授業外学習のシームレス化、保幼小、小小、小中、中高の連携のため研修等の充実を図ります。

個に応じたきめ細やかな学習指導の充実、多様な教育課題に対応するため地域人材の活用を図るとともに、国際教育や外国語(英語)教育の充実を図ります。また、特別な支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図るとともに、教職員等の資質能力の向上・校務支援システムを活用し校務の効率化を図ります。

○豊かな心の育成(徳)

他者への思いやりや規範意識、人間性・道徳性・社会性を育むため、外部機関等を活用した人権教育の推進や県と連携した道徳教育等に努めます。また、不登校等の生徒指導上の方への対応・いじめ防止対策や発達支持的指導の推進等に努めるとともに、ふるさとへの愛着と誇りを育むふるさと教育を推進します。

○健やかな体の育成(体)

体力・運動能力の向上に努めるとともに、体育・保健体育教育の充実を図ります。また、部活動支援や地域移行への取り組みとともに、学校給食を生きた教材として有効に活用するなど栄養教諭を中心とした食育を推進します。

○ICTを活用した教育

ICT 機器活用促進により、子どもたちが生涯を通じて社会の様々な変化に対応できるための力を育むため、令和 8 年度に「四万十町教育 DX 推進プラン」を策定しました。一人一台端末の日常的な活用や ICT サポーター体制を充実させ、教職員を含めた情報活用能力の育成を目指します。また、校務支援システムの活用や学習データの利活用により、教職員の負担軽減と学校経営の効率化を図ります。

○教育環境の充実

老朽化した教育施設への改修・整備等を計画的に実施するとともに、安全な給食を提供できるよう厨房機器等を計画的に更新します。また、通学路等の安全対策や防犯教育・防災教育等は、警察・地域・家庭・関係機関との連携体制の構築を図り豊かな学校生活を送ることができる安全・安心な教育環境・施設を目指します。

○学校経営体制の強化

所属教職員が目標や課題を共有し、「チーム学校」として組織的に取り組めるよう、学校経営体制の強化・充実を図るとともに、ハラスメント防止や不祥事根絶等、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の着実な推進に努めます。

○学校と地域の連携

学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な活動を推進するとともに、部活動の地域連携や地域移行に向けた取り組みを推進します。また、家庭教育支援を充実させ、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていきます。

○学校規模適正化の推進

児童数や社会状況の変化を見据え、適正な規模を含めた適正配置の検討を行い、統合対象校の保護者や地域と学校の適正配置について協議を行います。

【指 標】

項目	現況値 (R5)	目標値 (R10)
学校生活に満足している児童生徒の割合 (小学校)	73%	90%以上
学校生活に満足している児童生徒の割合 (中学校)	67%	85%以上

※上記 2 項目の年度は、「教育振興基本計画」に準拠しています。

施策目標(12) 次代を担う若者を育む環境づくり

【現況・課題】

本町は、豊かで多様な地域資源に恵まれ、農業をはじめとする第一次産業を基幹とし、多くの優れた人材が様々な分野で活躍しています。

しかし、少子高齢化と人口減少の進行により、地域活動や産業を支える担い手不足が深刻化しています。また、若年層の流出や地域産業の後継者不足が進むなか、地域への愛着と誇りを育むふるさと教育の充実や、多様な人材が活躍できる環境づくりが求められています。

その中でも町内高校は、未来ある子どもたちが安心して学べる場として地域に不可欠ですが、少子化の進展による地元中学からの入学者数の減少などにより生徒数確保が厳しい状況となっています。また、高知県高等学校振興再編計画により生徒数確保の努力目標数値が示されるなど、存続危機などの大きな課題に直面しています。

高校は、次代を担う人材育成の場として大きな影響力を持ち、さらには地域の活性化そのものに関わる教育の場です。町内高校の存続と魅力化は将来の地域の課題でもあることから、通学支援、教育活動支援、公設塾運営などを支援するとともに、地域が一体となって高校存続の支援を行っていく必要があります。

【方 針】

◆少子化や進学ニーズの多様化が進む中、町内高校の魅力化と特色化を推進し、生徒が地域と関わりながら主体的に学べる教育環境の充実を図ります。また、公設塾を学力向上や進路実現に加え、地域課題に取り組む探究的な学びの場として活用し、高校との連携を強化します。高校・公設塾・地域が一体となって次代を担う人材を育成し、地域への愛着と誇りを育むことで、将来の地域定着やリターンにつながる持続可能な人づくりを推進します。

【施 策】

○町内高校の魅力化と人材育成の推進

高校の魅力向上に向けて、特色ある教育活動や地域資源を活用した探究学習を推進するとともに、進路実現に向けた学習環境の充実を図ります。また、公設塾を活用した学習支援やキャリア教育の充実により、生徒一人ひとりの学びと成長を支援します。

さらに、高校・公設塾・地域・行政が連携し、地域課題に取り組む実践的な学びの機会を創出することで、地域への理解と愛着を深め、将来の地域を支える人材の育成につなげます。あわせて、地域内外から生徒に選ばれる魅力ある教育環境づくりを進め、町内高校の活性化と持続的な発展を目指します。

○中高が連携した取り組み

大正中、十和中と四万十高校が連携し、連携型中高一貫教育による中学・高校の6年間を通して、地域の子どもたちを見守り、育てるといふ思いの下、教育関係者・地域住民の理解と協力を得て、特色ある教育の推進と地域の活性化に努めます。

【指 標】

項目	現況値（R8）	目標値（R10）
町内高校の入学者数（年間） （窪川高校）	39 人	41 人
町内高校の入学者数（年間） （四万十高校）	26 人	26 人
地元中学生の町内高校入学率 （窪川高校）	30%	50%
地元中学生の町内高校入学率 （四万十高校）	38%	70%

※上記4項目の年度は、「高等学校振興再編計画」に準拠しています。

政策目標６．郷土愛を持ち、心豊かに暮らせるまち

施策目標（１３）住民主体の地域づくりの推進

【現況・課題】

本町では、行政区や集落ごとの自治活動が地域を支えるとともに、集落担当職員制度による行政との連携強化にも取り組んできました。

しかし、少子高齢化と人口減少という大きな社会変動は、地域社会に多面的な影響を及ぼしています。中山間地域を中心に共同作業や伝統行事の維持が難しくなり、地域活動の担い手不足や役員の固定化といったコミュニティ機能の低下が深刻な課題となっています。同時に、こうした地域におけるつながりの希薄化は、背景にある少子高齢化や人口減少と相まって、個人や世帯が抱える困りごとを複雑化させ、社会からの孤独や孤立という問題も生まれています。

これらの状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域活動を基盤とした共助の仕組みを構築していくことが不可欠です。移住者や地域おこし協力隊など、新たな視点を持つ人材が地域づくりの担い手となる兆しも見られており、多様な住民が主体的に協働できる環境を整えていくことが求められています。

【方 針】

◆人口減少が進む中であっても、住民一人ひとりが主役となり、立場や世代を超えた様々な人と協働し互いに役割を担うことで、持続可能な地域づくりを目指します。

【施 策】

○自治会活動の支援

地域住民の交流促進や地域課題の解決に向けた自治会等の自主的・主体的な活動を支援します。

○地域活動拠点の整備

住民の交流や地域活動の拠点となる集会所等について、必要な整備・改修を支援します。あわせて、集落の再編等により活用されなくなった集会所については、地域の景観維持や管理負担の軽減を図るため、その撤去を支援します。

○集落担当職員の配置

地域の実情に精通した集落担当職員が、地域と行政のパイプ役となり、協働によるまちづくりをきめ細かく支援します。

○集落活動センター等の拠点形成と運営支援

複数の集落が連携して生活サービスや地域産業を維持するための拠点づくりを推進し、ハード整備だけでなく、その持続的な運営を支援します。

○地域おこし協力隊・集落支援員の戦略的活用

地域の課題解決や魅力向上に向けて、地域おこし協力隊や集落支援員を戦略的に導入・活用するとともに、任期終了後の定着支援を強化します。

○コミュニティ活動への参加促進

地域活動への理解を深め、より多くの住民が参加するきっかけをつくるため、広報紙やウェブサイト等を活用し、地域づくりやコミュニティ活動に関する情報を分かりやすく提供します。

○包括的な支援体制の整備

誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現に向け、その拠点となる「あったかふれあいセンター」の展開などにより、支え合う地域づくりを推進し、包括的な支援体制を構築します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
自治会活動支援補助金利用率	80.49%	80%
区長・行政間デジタル連絡ツール登録率 （スマートフォン所有者に限る）	0%	100%
「悩みやしんどい思いを相談する人や場所がある」と回答した人の割合	80.6%	82%

施策目標(14) 人権尊重の推進

【現況・課題】

本町では、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、誰もが生き生きと暮らすことができるまちを目指して、令和8年4月1日に「四万十町人権尊重のまちづくり条例」が施行されました。

これまで、研修会や講演会の開催、イベントでの啓発グッズ配布などを通じて人権尊重の意識を高める取り組みを進めてきましたが、その一方で、私たちの意識や社会の慣行の中には、女性や子ども、高齢者などをめぐる身近な人権課題が今なお根強く残っているのが現状です。町民一人ひとりが人権について正しい知識と理解を深め、人権が尊重されるまちづくりを目指した具体的な取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、今後は、お互いを尊重し、心豊かに暮らせる社会の実現に向け、より幅広い層に関心を持ってもらえるような啓発、広報活動の取り組み、人権問題で悩んだときにいつでも相談できる支援体制の強化などに取り組んでいく必要があります。

【方針】

◆町民一人ひとりが人権について正しい知識と理解を深めることにより、人と人とのつながりや思いやりを大切にし、全ての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、だれも傷つけない、そしてだれもが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

【施策】

○人権尊重のまちづくり条例の推進

「四万十町人権尊重のまちづくり条例」が掲げる、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現に向け、条例の理念に基づくまちづくりを推進していきます。そのための具体的な指針として、人権に関する各種の取り組みを計画的に実行していくための基本計画を策定します。

○人権教育・啓発の推進

人権尊重のまちづくりを目指した人権教育及び人権啓発を行います。

○広報活動の充実

人権教育研究協議会や人権擁護委員と連携し、人権に対する正しい知識習得のための広報活動に努めます。

○相談・支援体制の強化

人権相談の窓口連携を図り、内容に応じた適切な情報の提供や助言を行います。また、国や県など関係機関と連携し、相談者の支援を行います。

○男女共同参画社会の実現

家庭や地域・学校・職場における男女共同参画の必要性の周知による意識の高揚を促進するとともに、普及啓発事業の充実を図ります。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
人権啓発活動の実施回数（年間）	3 回	5 回
町の審議会（広域を除く）等での女性委員の占める割合	26.0%	30.0%

施策目標(15) 生涯学習の推進と文化芸術・スポーツの振興

【現況・課題】

<生涯学習>

本町では、社会教育施設を中心に生涯学習活動が行われており、住民の学びや交流、生きがいづくりの場として重要な役割を果たしています。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行により、学習活動への参加者や運営を担う人材の減少が課題となっています。また、中山間地域特有の地理的条件により、学習機会や文化活動への参加が困難な地域もあり、多様な学習機会の確保が求められています。さらに、デジタル技術の進展や社会環境の変化に対応するため、デジタル活用能力の向上をはじめとする新たな学習ニーズへの対応も必要となっています。

今後は、地域の歴史や文化、自然などの特色を生かした学習活動を推進するとともに、オンラインの活用や関係機関との連携により学習機会の充実を図り、学びを通じた人づくり・地域づくりを進めていくことが重要です。

<文化芸術>

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域の伝統文化や文化芸術活動を支える人材の確保が難しくなっています。また、活動団体の高齢化や会員数の減少により、地域文化の継承や活動の継続が課題となっています。一方で、地域に受け継がれてきた伝統芸能や文化資源は、地域への愛着や誇りを育むとともに、交流人口の拡大や地域活性化にもつながる貴重な財産です。

そのため、文化芸術活動への参加機会の充実や次世代の担い手育成を進めるとともに、地域文化の保存・継承と活用を図りながら、文化芸術を通じた持続可能な地域づくりを推進していく必要があります。

<文化財>

町域の中央部には四万十川が流れ、東南部は太平洋に面している本町には、地域固有の歴史や風土を今に伝える文化財や伝統文化が数多く残されており、先人から受け継がれてきた貴重な地域資源となっています。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行により、文化財の維持管理や伝統行事の運営を担う人材が減少しているほか、後継者不足により継承が困難となる事例も見られます。また、文化財の老朽化や自然災害への対応など、保存環境の維持にも課題が生じています。

そのため、文化財の計画的な保護・保存を進めるとともに、学校教育や生涯学習への活用、観光・交流事業との連携を通じて文化財の価値を広く発信し、次世代への継承と地域活性化につなげていくことが重要な課題となっています。

<スポーツ>

人口減少や少子高齢化の進行により、スポーツ活動を支える団体や指導者の確保が難しくなるとともに、子どもの競技人口の減少により、地域におけるスポーツ活動の維持が課題となっています。一方で、スポーツは健康寿命の延伸や介護予防、世代間交流の促進など、持続可能な地域づくりにおいて重要な役割を担っています。

そのため、ライフステージに応じたスポーツ活動の機会を充実させるとともに、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツ施設の有効活用を進め、スポーツを通じた健康で活力ある地域社会の形成を図る必要があります。

【方 針】

◆誰もが生涯にわたって学び、文化芸術やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、学びや交流を通じて生きがいと心の豊かさを育みます。また、地域の歴史や文化の継承、多様な世代の交流を促進し、地域への愛着と誇りを育むことで、活力ある持続可能な地域づくりを推進します。

【施 策】

○生涯学習の推進

多様な学習機会の提供と学習環境の充実を図り、誰もが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

また、学びを通じた人づくり・地域づくりを推進し、地域を支える人材の育成と地域コミュニティの活性化につなげます。

○国際理解・多文化共生の推進

国際交流や多文化共生の取り組みを通じて、住民の国際理解を深めるとともに、多様な文化や価値観を尊重する地域づくりを推進します。

また、外国人住民への生活支援や情報提供の充実を図るとともに、地域活動への参加を促進し、地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを進めます。さらに、国際的な視野を持つ人材の育成を図り、地域の活力向上と持続可能な地域づくりにつなげます。

○社会教育施設の整備

社会教育施設が地域住民の学びや交流の拠点としての役割を将来にわたって果たせるよう、施設の計画的な維持管理と長寿命化を進めます。

また、人口減少や利用状況の変化を踏まえながら、施設の適正配置や機能の充実を図るとともに、地域活動や文化活動、防災活動など多様な用途で活用できる施設づくりを推進します。

○文化芸術活動の充実

文化芸術活動を通じて住民の生きがいや交流の促進を図るとともに、地域の歴史や風土に根ざした文化資源の魅力を発信します。

また、文化芸術活動への参加機会の充実や活動団体への支援を行い、地域文化の継承と発展に努めます。

さらに、文化芸術を活用した地域内外の交流を促進し、地域への愛着と誇りの醸成、活力ある地域づくりにつなげます。

○文化財の保存・活用

地域の歴史や風土を伝える文化財や伝統文化を将来にわたって継承するため、関係機関や地域住民と連携しながら、文化財の適切な保護・保存に取り組みます。

また、人口減少や少子高齢化による担い手不足を踏まえ、文化財の維持管理や伝統行事の継承活動を支援するとともに、郷土学習や体験活動を通じて次世代への継承を進めます。さらに、文化財を地域資源として活用し、交流人口の拡大や地域活性化につなげます。

○生涯スポーツの推進

人口減少や少子高齢化が進行する中においても、住民が継続してスポーツ活動に参加できるよう、地域の実情に応じたスポーツ機会の充実を図ります。また、スポーツ施設の適切な維持管理と有効活用を進めるとともに、関係団体や指導者との連携により、地域スポーツ活動を支える体制づくりを推進します。

さらに、子どもたちの体力向上やスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、高齢者の健康づくりにつながるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、健康で活力ある地域づくりを目指します。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
町民一人当たりの生涯学習活動参加回数 (延べ参加者数÷年度末人口)	2.33 回	3.00 回以上
町民一人当たりのスポーツ活動参加回数 (延べ参加者数÷年度末人口)	4.84 回	4.50 回以上

政策目標 7. 誰もが生涯健やかに安心して暮らせるまち

施策目標(16) 保健・医療環境の充実

【現況・課題】

心身の健康は、一人ひとりが充実した生活を過ごし豊かな人生を送るために大切なことです。一方で、本町の壮年層の死亡原因は、がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣に起因する疾病が上位を占め、自死や不慮の事故の割合も全国水準より高い状況が長年続いています。さらに超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸が引き続き課題となっています。

健康に暮らしていくためには、自らの健康状態を把握し、食事、運動、休養のバランスを含め、疾病予防等の健康づくり、健診等の受診により疾病の早期発見・早期治療を目指すことが重要です。しかし、働きざかり世代は、健康診査やがん検診の受診、メンタルヘルス等に対する関心が低い状況にあります。

本町では、医療機関が窪川地域でも減少し、大正・十和地域においては無医地区が存在しており、医師をはじめとする医療従事者も不足している状況にあります。また、町内には精神科、産科がないため、精神疾患や認知症等の方の入院対応や、町内医療機関での出産ができない状況にあります。

国民健康保険制度については、農林漁業や自営業などに従事する方、無職の方など被用者保険の対象にならない全ての町民が対象ですが、急速に進む高齢化や経済状況の影響、医療費の増大などを背景に今後も厳しい財政運営が予想されます。

【方 針】

◆食、運動、こころ、健康管理の4つの分野から健康づくりに取り組み、町民の健康づくりに対する意識改革を図るとともに、救急医療体制を含めた地域医療の維持に努め、だれもが安心して医療を受けられ健康に過ごせるまちを目指します。

【施 策】

○食による健康づくり

高血圧や心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病の予防のため、栄養面だけでなく規則正しい食生活の啓発など、食生活全体を大切にする取り組みを推進します。

食品衛生思想の普及向上と公衆衛生の増進を図り、飲食に起因する感染症等の発生予防に努めます。

○運動による健康づくり

生活習慣病の予防のほか、ストレスの解消によるこころの健康にもつなげていくため、日頃から体を動かすことの意義等を啓発するとともに、それぞれの年齢や体力に合った運動を広める取り組みを推進します。

○こころの健康づくり

ストレスの解消やリフレッシュなど、こころの健康づくりを推進するため、こころの健康についての情報発信や、うつ・自殺予防対策の取り組みを推進します。

○健康管理の推進

健康の増進には、自身の健康状態を知り適切な対応をとることが重要であるため、健康診査やがん検診等の受診率の向上を図るとともに、若い頃から受診する環境づくりを推進します。また、健康との関わりが大きい歯や飲酒、喫煙等の課題への取り組みを推進します。

○地域医療体制の充実

適正な地域医療体制を維持するため、進学や定住を目的とした奨学金の返還支援などにより、看護師をはじめとする専門職の人材確保に努めます。また、町内2か所の国民健康保険診療所においては、現在の診療体制を継続しながら、計画的な施設の維持や医療機器の更新に努めることとあわせ、必要な医療・支援機関等へつなげるため、状況に応じた相談環境を維持していきます。

○救急医療体制の充実

休日や夜間の初期医療体制を維持するため、関係機関等と連携し、緊急時に対応できる救急医療体制を確保します。また、応急処置体制の充実とともに、迅速な搬送体制に向けて必要な設備や人材の確保に努めます。

○国民健康保険制度の円滑な運営

町民が安心して医療を受けられる保険制度を維持するため、国民健康保険事業全般の充実とともに、国保財政の健全化や保険税の負担軽減など円滑な運営に努めます。

また、令和12年度には「県内国保の保険料水準の統一」が実施予定であり、県全体で課題に取り組むことで国保運営の安定性を確保します。

【指 標】

項目	現況値 (R7)	目標値 (R13)
朝食を抜くことが週に3回以上ある人の割合	9.1%	7.0%以下
日常生活で歩行または同等の身体活動を1日1時間以上している人の割合	59.8%	61.0%
睡眠で休養が十分とれている人の割合	69.1%	75.0%
特定健康診査受診率	36.0%	48.0%

施策目標(17) 高齢者福祉の充実

【現況・課題】

本町は、中山間地域を多く抱え、人口減少と高齢化が同時に進行しています。令和7年度末では47%を超える高齢化率となっています。特に今後も75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれ、医療や介護ニーズの増大が予想されています。

こうした中で、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援を日常生活の場で一体的に提供できる体制を引き続き推進していく必要があります。

現状の課題として「介護予防の推進」「介護事業所及び介護人材の不足」「認知症高齢者への支援」「買い物・通院など日常生活の移動手段が不足」「地域で高齢者を支える仕組みづくり」などがあげられます。

【方 針】

◆住まい・医療・介護・介護予防及び生活支援が包括的に提供されるよう、地域住民の理解と協力のもと、限りある地域資源を効率的かつ効果的に活用しながら、その人の状態に応じた自立と尊厳を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。特に、できる限り介護を必要としない状態を維持するために介護予防の取り組みを強化します。

【施 策】

○サービス・活動事業の推進

自立支援に向け、軽度の支援を必要とする高齢者のニーズに沿って、多様な主体によるサービス（訪問型・通所型・介護予防ケアマネジメント）の提供を行います。

○一般介護予防事業の強化

要介護状態になることの予防や虚弱状態の改善、重度化の防止のため、運動機能等の向上を目的とした教室の実施、介護予防に関する普及啓発を推進します。

また、介護予防に資する通いの場を整備するとともに、健康や介護予防につながる学習の場として展開します。

○生活支援体制の整備

多様な関係機関等との連携・協働を推進し、住民主体による日常生活上の支援体制の整備及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域づくりを進めます。

○生きがいづくりの支援

高齢者が自分らしく、いきいきと暮らせるよう知識を習得し、自身の経験や技能を生かして地域の担い手として活動するなど、生きがいのある生活ができるように支援します。

○あったかふれあいセンター事業の拡充

子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず利用できる「あったかふれあいセンター」において、集いや軽微な生活支援、サテライト事業等の充実を図ります。

○地域包括支援センターの機能強化

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防支援等、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるような支援を行う地域包括支援センターの円滑な運営のため、適切な職員配置や運営協議会による事業評価等を行います。

○地域ケア会議の充実

高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援の視点からの支援の検討や地域課題の抽出などを行います。

また、個別課題の検討から抽出された地域課題について社会資源の整備や開発支援を行います。

○在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けられるような仕組みを構築します。医療と介護に共通する4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に関する取り組みを強化し、切れ目のない提供体制を構築します。

○認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、認知症に対する正しい知識や予防についての普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応への取り組みを行います。

また、認知症の人の意見も取り入れながら、状態に応じた認知症の人および家族への支援を行います。

○在宅福祉サービスの充実

ゴミ出し等の軽微な生活支援サービス、配食サービス等の提供、在宅介護者への支援等、在宅生活を続けるための幅広い支援を進めていきます。

○高齢者の住まいの確保

介護や支援の必要な高齢者に対し、身体状態や経済状況等の高齢者一人ひとりのニーズに応じた住まいの選択ができるよう支援を行います。また、町の支援施設のほか、養護老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等についても情報提供や入居の調整・支援を行います。

○介護人材の確保・育成

高齢者のニーズに応じた適切な介護サービスを提供するため、離職防止対策、介護職員の資質向上等に努めます。

○介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業全般の充実のため、サービスの提供体制の維持や質の向上を目指す施策を推進します。また、将来にわたり安定したサービス提供ができるよう、適切な要介護認定調査の実施や介護給付適正化等にも取り組みます。

○地域密着型サービス事業所等への指導の強化

本町が事業者の指定権限を持つ地域密着型サービス等が適正に実施されるよう定期的に指導を行い、各サービス事業所の質的向上を目指します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
宅老所・運動自主グループの開設数	31 力所	40 力所
65 歳以上高齢者の宅老所・運動自主グループへの参加率	7.1%	9.0%
配食サービス事業の実利用者数	366 人	400 人
高齢者の認知症相談窓口の認知度	34%	50%

施策目標(18) 障がい福祉の充実

【現況・課題】

<障がい者>

障がいのある人の権利が守られ、社会参加しやすい地域づくりのために、本人を含めた地域全体への権利擁護に関する意識の醸成、相談窓口の認知度向上など相談しやすい環境づくりが課題です。令和7年度末現在、町内には相談支援事業所が2カ所あり、4名の相談支援専門員が町や他機関との連携のもと支援にあたっています。障がいのある人や家族の高齢化も見据え、地域でその人らしく、親亡き後も安心して暮らせる包括的な支援体制を築く必要があります。

<障がい児>

障がい児やその家族を支えるため、医療・福祉・教育など関係機関との連携による支援体制を整え、日中活動の場や障がい児保育・特別支援教育を提供しています。

一方、児童発達支援事業所が遠方なことや、身近に専門職へ相談できる環境の不足、放課後や長期休暇の居場所の不足、多機関・多領域の連携強化や日中活動の場の充実、専門人材の確保が課題です。子どもとその家族が地域で安心して暮らせる支援環境の整備が必要です。

【方針】

◆障がいの有無にかかわらず、誰もが互いを尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。まず、障がいへの理解促進や、権利擁護の推進を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行います。同時に、一人ひとりが希望する生活を送れるよう、個別ニーズに応じた相談体制の充実と福祉サービスの提供に努めます。さらに、まちの未来である子どもの療育から、大人の就労支援までライフステージに沿った支援が提供できるよう、体制を整備します。

【施策】

○障がいに対する理解の促進

障がいの特性や配慮について町民に周知するとともに、福祉教育や研修の開催など障がいに対する理解の促進に向けた取り組みを推進します。

○地域福祉への推進

ボランティア活動や障がい者団体への支援及び手話講座などを実施し、障がい者を支える体制を整え、障がい者が安心して生活できる地域社会の環境づくりに努めます。

○相談支援体制の強化

基幹相談支援センターに相談支援専門員の有資格者を配置し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

○地域生活支援拠点の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、障がい者等の地域生活を推進することを目的として令和8年度に設置した地域生活支援拠点について、緊急時の受け入れやひとり暮らし等に向けての体験利用を受け入れてくれる事業所の確保に努めます。また、緊急時に障害福祉サービス利用が想定される方の把握に努めます。

○障がい者が働きやすい環境の整備

障がいがあっても、就労訓練や就労移行支援などを通じて、一人ひとりの適性に応じた仕事につけるよう、ハローワークや町内事業所と連携を強化します。また、農業分野との連携「農福連携」について普及啓発を行い、農業の担い手不足という地域課題にも応えていきます。

○障がい者等に対する経済的支援の充実

障がい者等の経済的負担が軽減されるよう、重度心身障害児（者）医療費助成を高知県の制度に則り実施し、透析患者の通院費助成を継続して行います。また、補装具や日常生活用具などの給付、各種手当、減免制度の周知に努めます。

○児童発達支援の充実

障がい特性のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、相談支援や早期療育の機関を利用し、子どもの成長・発達に応じて必要な支援を町および圏域で推進します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
地域生活支援拠点の登録事業者数	0 力所	5 力所
基幹相談支援センターにおける相談支援専門員の配置数	0 名	1 名
障がいに関する研修の開催件数	3 回	15 回（累計）
発達相談の割合	14.5%	16%

施策目標(19) まち・くらしの基盤整備の推進

【現況・課題】

<道路・交通基盤>

国道は3路線、延長は自動車専用道路が10.9km、一般国道が89.7kmで56号と381号はほぼ改良済ですが、未改良路線である439号の改良率は28.1%です。県道は主要県道5路線、延長は45.2km、改良率は77.5%、一般県道11路線、延長は96.5km、改良率は46.2%となっています。

町道は933路線、延長は657.5kmですが、改良済延長は266.8km、改良率は40.6%と低くなっています。また、橋りょうは625橋ありますが、老朽化による対策が必要です。

本町では、生活交通体系を確立するため、既存バス路線の再編等を実施してきましたが、人口減少や集落の点在により、輸送サービスの非効率化が顕著となっています。

人口減少社会の到来や環境問題への対応を図るため、全国的に公共交通の維持・再生に向けた取り組みを強化するニーズが高まっていますが、自宅からバス停までも移動できない高齢者が増加しており、再編に向けたきめ細かな対応が求められています。

<情報・通信網>

本町では、緊急時の情報提供手段として、ケーブルネットワーク及び音声告知設備を整備するとともに、ケーブルテレビ(行政放送・L字放送)、ホームページ、公式LINE・公式Facebook等、多様な情報発信手段を活用しています。これらを複合的に運用することで、できるだけ多くの町民へ必要な情報が確実かつ迅速に届く体制を構築しています。また、消防署と消防団との円滑な連携を図るため、デジタル簡易無線を整備しています。

一方、携帯電話の不感地域は、これまでの整備により概ね解消されていますが、一部の山間部では利用が困難な地域が残っています。また、自然災害の激甚化やデジタル技術の進展、住民ニーズの多様化により、災害時における確実な情報伝達や、誰もが必要な情報を迅速に取得できる情報通信環境の重要性が高まる中、DXやAIなどデジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上や、情報格差への対応が課題となっています。

<住環境・公園>

本町では、誰もが安全・安心で快適に暮らせる住環境を整備するため、これまでニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化・長寿命化を推進してきました。しかし、依然として公営住宅の老朽化が進んでいることや、多様な住生活への対応が課題となっています。

また、公園や緑地は住民の憩いの場として重要な役割を担っていますが、施設の適切な維持管理が課題であることに加え、ライフスタイルの変化に伴い、公園に求められる機能も多様化しています。

<上下水道>

本町では、安全で安定した水を供給するため、耐震対策・老朽化対策の建設改良事業を推進していますが、多数の施設や管路を有していることから、全体の整備が十分に追いついていないのが現状です。

一方、上下水道事業の経営面では、令和7年度に策定した経営戦略に基づき人材育成、経営健全化に向けた取り組みを行っています。また、近隣市町村との広域連携に向けた協議を行っていますが組織体制等、連携へ向けた調整が課題となっています。

【方針】

- ◆より多くの町民にとって、利用しやすい生活基盤、便利な公共交通の実現、安心して住むことができる住環境や公園、上下水道等の生活基盤を、効率的かつ効果的に整備することにより、快適に住み続けられるまちを目指します。
- ◆情報通信基盤の適切な維持・活用と地域の実情に応じた通信環境の確保を図るとともに、ケーブルテレビ網やラジオ放送、インターネット等を活用した多重的な情報伝達体制の充実を進め、DX・AI等のデジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供と情報格差の解消を推進し、誰もが安心して情報を取得・活用できるまちを目指します。

【施策】

○道路整備の推進

地域間交流促進のため幹線道路の整備を計画的に進め、生活拠点を結ぶネットワークの構築に努めるとともに、生活道路の整備を図り、安全・安心な道路空間の確保に努めます。また、国・県道については、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。

○橋りょう等道路構造物の予防保全対策

定期点検結果の健全性判定により、路線の交通量や重要度に基づく計画的な補修を実施し予防保全に努めます。

○総合的な公共交通網の確立

他の公共交通事情や利用状況に応じた路線バス網に再編し、公共交通サービスが届き難い地域においては、交通弱者の生活に必要なコミュニティバスを運行するとともに、タクシー等とも連携した総合的な公共交通網の整備に努めます。

また、既存の輸送サービスが確保できない場合には、自家用有償旅客運送制度を活用した住民サービスの導入にも取り組みます。

○情報通信網の整備

携帯電話の不感地域の解消に向け、通信事業者との連携やフェムトセル等の活用による補完的な通信環境の確保を進めます。

町内全域に整備しているケーブルネットワーク及び音声告知設備については、適切な維持管理と計画的な更新を行い、安定した運用に努めます。

公衆無線 LAN (Wi-Fi) については、既存施設における安定的な運用を基本としつつ、機器の計画的な更新や通信環境の改善を図り、利便性の維持・向上に努めます。

また、ケーブルテレビ、ホームページ、SNS等の多様な情報伝達手段の連携を強化するとともに、DX・AI等のデジタル技術を活用し、災害時における情報発信の充実、行政サービスの利便性向上及び情報格差の解消を推進します。さらに、観光振興（インバウンド対策）や防災対策においても、情報通信基盤の有効活用を図ります。

○住民ニーズに合った住宅施策の推進

誰もが安心して快適に住み続けることができるよう、住生活基本計画に基づき、多様な生活スタイルに合わせた住宅施策を推進します。

○町営住宅の供給

老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建替えを行い、特に高齢者に配慮した適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進します。また、長寿命化を考慮し外壁の塗替え及び老朽化した設備の改修に努めます。

○公園等の適正管理

公園施設の機能保全と利用者の安全を確保するため、計画的な更新や補修に努めます。また、施設や設備のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、利用者ニーズを踏まえた人にやさしい施設緑地の整備を図ります。

○地籍調査の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、民間活力の導入など調査体制の充実を進めながら地籍調査を計画的に推進し、早期完了に努めます。

○水道水の安定供給

水源施設、浄水施設及び配水施設の計画的かつ効率的な更新・維持管理に努め、安全で安定した水道水の供給を図ります。

○水道事業経営の健全化

安全で安定した給水サービスを維持するため、施設の維持管理費の軽減などにより、経営基盤の強化に努めます。また、将来的な料金改定の検討も含め、持続可能で健全な水道事業経営を目指します。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
町道の改良済延長	267 k m	272 k m
ケーブルテレビ加入率	94.6%	97.0%
耐震基準を満たしていない町営住宅数	151 戸	96 戸
水道有収率	65.2%	70.0%
重要給水拠点までの未耐震管路延長	78 k m	70 k m

施策目標(20) 安全・安心の確保

【現況・課題】

<防災・減災対策>

本町は県下でも降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害も発生しています。

また、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、地震や津波から避難するための施設整備をはじめ、被害を最小限に抑えるための住宅の耐震化の促進、防災教育を通じた災害予防や自主防災組織の体制の強化に取り組んでいます。さらに、令和6年に発災した能登半島地震では多くの方が「災害関連死」で亡くなっており、避難所の環境改善が急務となっているなど、これらの様々な災害に対応できる防災体制の強化・充実を図っていく必要があります。

<災害時の医療救護体制>

本町では、南海トラフ地震等に備え、四万十町地域防災計画に基づいた災害時の医療救護体制について、各関係機関協力のもと検討を進めています。

町内医療機関の廃院や医師不足等の現状も踏まえつつ、国・県等の災害医療体制や保健施策等と連動した、災害医療救護体制の構築と拡充・広域化が必要です。

<交通安全・防犯対策>

高齢化の進展に伴い、高齢者が関係する交通事故や特殊詐欺などの犯罪被害が増加傾向にあることから、高齢者を重点対象とした交通安全対策及び防犯対策を推進し、住民生活の安全・安心を確保する必要があります。

【方針】

- ◆地震・津波対策や消防体制の充実、自主防災組織の育成や防災啓発活動等を総合的に進めることにより、住民の生命と財産が守られるまちを目指します。また、災害が発生した場合においても、被災者一人ひとりが生活再建に向けた支援を受けられるよう庁内体制の確保に努めます。
- ◆四万十町地域防災計画に基づき、災害時の医療救護体制の整備を進めることにより、災害時に医療が必要とされる方ができるだけ円滑に必要な医療が受けられ、救える命が守られるまちを目指します。
- ◆地域ぐるみの交通安全・防犯対策を進めることにより、事故や犯罪の発生しない安全・安心なまちを目指します。

【施策】

○防災行政の推進

近年全国で多発している自然災害を教訓とし、防災行政の基礎となる地域防災計画の点検、見直しを随時行い、総合的な防災行政の推進に努めます。

また、自治会や自主防災組織等に対する広報や防災訓練の実施により、防災知識の向上や意識の啓発を進め、自主防災組織を中心とした災害対応力の強化に努めます。

○地震・津波対策の強化

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、津波避難タワーや避難広場等の施設の維持管理を適切に行います。

また、個人住宅の耐震化や老朽住宅の除却等を積極的に行い、災害発生時に緊急輸送道路や避難経路の機能を損なわないよう努めるとともに、避難所運営マニュアルの作成・更新等、住民自らが行う自助・共助対策を総合的に推進していきます。

○避難所環境の充実

大規模災害時の「災害関連死」を防ぐため、避難所のスペースや通信設備、備蓄資機材等の見直しを行い、避難所環境の充実に努めます。

○治山・治水事業の推進

豪雨等による土砂災害や水害に備え、危険個所の調査に基づくハード対策を推進します。特に中心市街地の浸水被害対策については、関係機関と連携して計画的に取り組むとともに、ハザードマップの活用による啓発活動を実施するなどソフト面の強化にも努めます。

○受援体制・相互応援体制の整備

大規模災害時には、協定を締結している外部機関や事業者、災害ボランティア等の支援が入ることを念頭に、支援団体の宿泊場所や指揮所のスペースを確保するとともに、広域連携体制・相互応援体制の強化に努めます。

○災害時要配慮者対策の強化

災害発生時に特に配慮を要する者に対し、災害情報の伝達体制を整え、円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えます。

○災害時の医療救護体制の充実

町の災害医療救護体制に関し、既存の医療救護所含め、医療・保健・福祉等の各関係機関や他関連部署と協議を図り、より現実的な災害医療救護体制の構築に努めます。

○災害ケースマネジメントの推進

大規模災害が発生した際に、被災者一人ひとりが生活再建に必要な支援を確実に受けることができるよう各課横断的な取り組みを推進するため、被災者支援システム等の効果的な活用や各種支援業務を円滑に行うことができる庁内体制を確保します。

○防災におけるデジタル化の推進と通信手段の確保

災害時における被害情報収集の効率化や、様々な災害対応業務の進捗状況管理など、防災におけるデジタル化を推進します。また、災害時においても通信が途絶することがないように衛星通信をはじめとする通信手段の確保に努めます。

○事前復興まちづくり計画の策定と推進

大規模災害からの復旧・復興を迅速に進めるため、災害発生前に復興のビジョンや手順を定める「事前復興まちづくり計画」を策定し、復興後のまちの将来像や土地利用の方針、生活再建の支援策などをあらかじめ準備し、「より良い復興」を実現できる体制を構築します。

○消防・防災体制の充実

消火栓・防火水槽、消防ポンプ車両等、消防防災施設の計画的な整備を行い、消防体制・活動の充実・強化を図ります。

○救急援助体制の充実

町内外の医療機関と連携し、救急救助の拠点を整備するとともに、孤立地域に対応する緊急用ヘリポートの整備を推進するなど救急救助体制の充実を図ります。

○防犯・交通安全対策の強化

交通事故や特殊詐欺被害の防止に関する住民の意識向上を図るとともに、地域や関係団体と連携しながら、交通安全対策及び防犯対策を推進し、交通事故や犯罪の発生防止を図ります。

○消費者行政の推進

関係機関と組織している消費者行政推進連絡協議会において、相互の情報交換及び連携を図り、啓発グッズの配布、出前授業など消費トラブルの発生抑止に努めるとともに、トラブル発生時に相談できる一次的な窓口を設置し、関係機関と連携して解決を支援できるよう取り組みます。

【指 標】

項目	現況値（R7）	目標値（R13）
住宅の耐震化率	47.1%	52%
避難訓練を実施している自主防災組織の割合	88%	100%
町内医療機関や関係機関等との医療救護体制についての協議会回数	1回	5回（累計）
災害時の医療救護所開設と運営訓練の実施回数	1回	5回（累計）

行財政運営の方針

～目指すまちの将来像の実現に向けて～

経営的な視点に立った行財政運営

【現況・課題】

社会経済情勢の構造的な変化は、本町の行財政運営にも大きな影響を及ぼしており、将来にわたって持続可能な町政を維持するため、経営的な視点に立った抜本的な改革が急務となっています。

歳入面では、人口減少や超高齢化社会の更なる進展に加え、物価・エネルギー価格の高騰が継続し、町税をはじめとする歳入基盤の脆弱化は一層顕著になっています。歳入確保の大きな柱である「ふるさと納税制度」も、全国的な競争の激化により大きな伸びが期待しにくい状況であり、今後は単なる財源確保策に留まらず、本町のファンを増やし関係人口の創出につなげる戦略的な取り組みへの転換が不可欠です。

一方、歳出面では、医療や介護をはじめとする社会保障関連経費は依然として増大し、財政を圧迫する大きな要因となっています。これに加え、公共施設やインフラ資産の一斉更新時期を迎え、建設資材の高騰も相まって更新や維持補修に係る経費は増大し、財政の硬直化はより一層深刻な問題として懸念されており、これらの対策が課題となっています。

こうした厳しい課題に対応するためには、行財政運営の抜本的な改革が求められます。これまで進めてきた事務事業の効率化に加え、DXの推進やAI活用による業務の効率化、オンライン手続きの更なる拡充による住民サービスの変革を図る必要があります。また、限られた財政資源を効率的に活用するためには、EBPM（根拠に基づく政策立案）を徹底するとともに、PDCAサイクルをより実効性の高いものへと進化させなければなりません。公共施設の管理においても、「四万十町公共施設等総合管理計画」の次期計画への移行を見据え、施設の複合化や機能転換をともなう統廃合を計画的に進め、財政負担の平準化を図る必要があります。

これらの取り組みを実効あるものとするためには、職員と組織の強化が重要となります。能力と業績に応じた人事評価制度を適切に運用して職員の意欲向上につなげるとともに、全職員のデジタルリテラシー向上をはじめ、社会情勢の変化に対応するための研修体制の整備など、職員一人ひとりの資質と能力を高め、組織的な行政運営を進めなければなりません。

【方 針】

- ◆デジタル技術とデータを最大限に活用し、財源や資産をはじめとする限られた経営資源を、町の未来を見据えた施策へ戦略的に配分します。これにより、町民サービスの質的向上を図るとともに、変化に強い持続可能な行財政運営を推進します。

【施 策】

○持続可能な財政基盤の確立

将来にわたり安定した行政サービスを提供するため、自主財源の確保に努めます。特にふるさと納税については、財源確保に留まらず、本町の魅力を発信し、応援につなげる戦略的な情報発信を展開します。歳出面では、補助金の見直しをはじめとする既存事業の再構築を行い、限られた財源を重点的・効果的に配分します。

○DX・データ活用による行政運営の高度化

デジタル技術とデータを最大限に活用し、行政運営の高度化を図ります。AI等の活用による業務の効率化や、新地方公会計制度の財務情報等を活用したコスト分析など、質の高い住民サービスを創出するためのPDCAサイクルを高度化させ、効率的な行政運営体制を構築します。

○公共施設の戦略的な資産経営

「公共施設等総合管理計画」に基づき、戦略的な視点での資産経営を推進します。個々の施設の長寿命化に加え、機能の複合化や統廃合による施設総量の最適化を計画的に進めます。また、民間活用の可能性も検討しながら、財政負担の軽減・平準化と住民サービスの維持・向上を両立します。

○変化に対応する組織力の強化

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するため、組織力の強化を図ります。能力と業績に応じた人事評価制度の適切な運用や、社会の変化に対応するための体系的な職員研修を実施することにより、職員一人ひとりの資質と能力を高め、組織的な行政運営を推進します。

○広域連携による行政の効率化

人口減少社会において、単独自治体で全ての行政サービスを維持することは困難であるとの認識のもと、近隣市町村をはじめとした広域連携を推進します。行政システムの共同化・標準化といったDX分野での連携や、観光振興、大規模災害への備えなど、圏域全体の視点から効率的で質の高い行政サービスの提供を目指します。